

消防の動き



2020
2
No.586

●危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令について



消 防 庁
Fire and Disaster Management Agency



危険物の規制に関する規則の一部を
改正する省令について…………… 4

令和2年2月号 No.586

巻頭言

安全で安心して暮らせる「さがみはら」の実現に向けて

(相模原市消防局長 青木 浩)

Report

地方公共団体における「業務継続計画策定状況」に係る調査結果……………	7
地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源に関する調査結果……………	9
無人航空機の災害時における活用状況等調査について……………	11

Topics

令和元年初秋の消防関係叙勲及び褒章伝達式……………	13
救急隊の感染防止対策の推進を目的とした 血中抗体検査及びワクチン接種の実施について……………	15
「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」について……………	18
「令和元年度全国消防団員意見発表会、消防団等地域活動表彰式及び 消防庁消防団協力事業所表示証交付式」について……………	23

緊急消防援助隊情報

令和元年度中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練の実施結果について……………	26
-----------------------------------------	----

先進事例紹介

消防士への憧れプロジェクト ～10年先の将来を見据え、憧れという目に見えないものを形として表現した 採用広報強化事業～ (豊橋市消防本部 総務課 人事教養担当)……………	28
------------------------------------------------------------------------------------------------	----

消防通信～望楼

森町消防本部（北海道）／郡山地方広域消防組合消防本部（福島県） 朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部（埼玉県）／熊本市消防局（熊本県）…	34
---------------------------------------------------------------------------	----

消防大学校だより

令和元年度消防大学校フォーラム ～女性消防吏員の活躍推進～活躍し続けられる職場～……………	35
自主防災組織育成短期コースについて……………	36

報道発表

最近の報道発表（令和元年12月24日～令和2年1月23日）……………	37
------------------------------------	----

通知等

最近の通知（令和元年12月24日～令和2年1月23日）……………	38
広報テーマ（2月・3月）……………	38

お知らせ

令和2年3月1日（日）から7日（土）春季全国火災予防運動を実施します！……………	39
林野火災を防ごう！～全国山火事予防運動～……………	40
消防団への加入促進……………	41
一般公開のお知らせ……………	43



■ 表紙
本号掲載記事より

安全で安心して暮らせる 「さがみはら」の実現に 向けて



相模原市消防局長 青木 浩

相模原市は、神奈川県北西部に位置し、北は東京都、西は山梨県と接しており、戦後生まれの都市では初めての政令指定都市です。県内最高峰である蛭ヶ岳や県民の水がめである相模湖・津久井湖・宮ヶ瀬湖などの豊かな自然と都市機能を併せ持ち、「潤水都市さがみはら」がキャッチフレーズとなっています。

東京都心からのアクセスも良く、令和9年には超高速で品川と名古屋を結ぶリニア中央新幹線の神奈川県駅(仮称)がJR橋本駅付近に設置されるほか、JR相模原駅北側にある米軍基地の一部約17haが返還された相模総合補給廠一部返還地等の活用、小田急多摩線の延伸構想など、様々な大規模プロジェクトが進行中です。

こうした大きなポテンシャルを生かすため、橋本駅周辺地区は「産業の活力と賑わいがあふれる交流拠点」、相模原駅周辺地区を「安全とゆとりのある文化・行政が集積する中枢業務拠点」として、首都圏南西部全体の成長の源泉となる「未来を拓く さがみはら新都心」の形成に向けたまちづくりを進めています。

さて、相模原市消防局は、「72万人市民が安全で安心して暮らせる都市さがみはら」の実現に向けて昨年4月1日現在、1局6課4消防署15分署1出張所1派出所、職員778名、消防団1団6方面隊34分団106部1,489名が一体となって、消防行政を推進しています。

本市の救急出場件数は依然として3万件を超え、高齢社会を迎え今後も救急件数の増加が見込まれており、昨年4月には、相模原消防署本署に新たに日勤救急隊を配備するなど救急需要への対応を図ったところです。

近年の災害発生状況を顧みますと、自然災害が国内外で多発しており、市民生活に大きな影響を及ぼしています。本市におきましても、昨年10月の台風第19号では、記録的な豪雨により多数の尊い人命と財産が失われました。また、首都直下地震や南海トラフ地震等の発生による大規模地震災害も危惧されています。さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、自転車競技のロードレースで本市の一部がコースになるなど、国際的な大規模行事を控えているため、テロ災害に備えた実践的な訓練や必要な資機材等の整備を進めてまいります。

また、近年、職員の大量退職に伴い、大量採用が続く中、経験の浅い若手職員の割合が急増するなど、職員構成に変化が生じており、消防活動の知識や技術の習得と継承を確実に進めることが肝要であると考えております。この様な認識のもと、引き続き人材の育成に努めながら、市民一人ひとりの生命・財産を守り「安全で安心して暮らせるまちの実現」に向け、職員一丸となって業務に取り組んでまいります。



危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令について

消防庁危険物保安室

消防庁では、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第67号。以下「改正省令」という。）を、令和元年12月20日に公布しました。

改正省令は、①ガソリンの容器詰替え販売時における本人確認等について、②セルフ給油取扱所におけるタブレット端末等を用いた給油許可等について、③給油取扱所における屋外での物品販売等についての3つの内容を柱としています。また、①に関する規定については令和2年2月1日に、②及び③に関する規定については同年4月1日に施行することとしています。以下、この改正省令について御紹介します。



消防によるガソリンスタンドにおける防火指導の状況
(京都市消防局提供)

1 ガソリンの容器詰替え販売時における本人確認等

(1) 改正の背景

令和元年7月18日、京都府京都市伏見区にて死者36名、負傷者34名（容疑者1名を含まず）の極めて重大な人的被害を伴う爆発火災が発生しました。

この火災を受け、消防庁では、警察庁と連携し、令和元年7月25日に「給油取扱所におけるガソリンの容器への詰め替え販売に係る取扱いについて」（令和元年7月25日付け消防危第95号。以下「95号通知」という。）を各消防機関及び関係事業者団体宛てに発出しました。これにより、ガソリンを容器に詰め替えて販売する場合には、消防法令に適合した容器を用いて行う等、消防法令の遵守を徹底するとともに、購入者に対する身分証の確認や使用目的の問いかけ、当該販売記録の作成（以下「顧客の本人確認等」という。）及び不審者発見時の通報を行うよう要請しました。

95号通知を踏まえ、関係事業者には顧客の本人確認等に協力を頂いていましたが、この取組を徹底し、更に実効性を高める等の観点から、本人確認等を法令上義務付けるため、今般の改正を行うことといたしました。

(2) 改正省令の概要

改正の背景にも記述したとおり、本条については令和元年7月に発生した京都市伏見区における爆発火災を受け、同様の事案の発生を抑止するため、ガソリンを容器に詰め替えて販売するときは、顧客の本人確認、使用目的の確認及び販売記録の作成を行わなければならないこととするものです。

また、改正省令の公布と同日に、「ガソリンを容器に詰め替えるときの確認等に係る運用要領について」（令和元年12月20日付け消防危第197号。以下「197号通知」という。）を各消防機関及び関係事業者団体宛てに発出しました。197号通知は、顧客の本人確認等の具体的な運用方法について、以下のように示しています。

①顧客の本人確認について

(1) 本人確認は、公的機関が発行する写真付きの証明書（以下「身分証等」という。）によって行うこと。

(例:運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)

(2) 以下のいずれかに該当する場合には、身分証等の提示を省略することができること。

ア 既に上記(1)により本人確認が行われている顧客の場合



- イ 顧客と継続的な取引があり、当該事業所において氏名や住所を把握している場合
- ウ 当該事業所や提携する企業が発行する会員証・組合員カードなど、あらかじめ本人確認が行われていて、当該事業所において顧客を特定することができる書類が提示されている場合
- エ 顧客の所属する企業と継続的な取引があり、当該企業が発行する写真付き社員証が提示されている場合

②使用目的の確認について

使用目的の問いかけは、「農業機械器具用の燃料」、「発電機用の燃料」等の具体的な内容を確認すること。

③販売記録の作成について

販売記録には、販売日、顧客の氏名、住所及び本人確認の方法、使用目的、販売数量を記入し、1年を目安としてこれを保存すること。

また、販売記録の作成及び保存においては、個人情報保護に関する法令に基づき、適切に運用すること。

令和2年2月1日施行
ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

ガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを携行缶で購入される方に対して、

① 本人確認 (運転免許証の提示など)

② 使用目的の確認 を行うとともに、**販売記録を作成すること** が義務付けられました。

本人確認をさせていただきます。
使用の目的は何ですか?

ガソリンを取り扱うときの注意事項

灯油用の携行缶にガソリンを入れることはできません!!

！ 噴出注意！
※ガソリンの蒸気は引火性が高く、火災の原因となります。また、ガソリンの蒸気は人体に有害です。取り扱いには十分注意してください。

セルフスタンドに携行缶でも、ガソリンスタンドへは必ずセルフスタンドの設置場所で行う必要があります!!

皆様のご理解とご協力をお願いいたします

石油連盟 全石油 会費 消防庁 本規定に関する詳しい情報は <http://www.petroleum.or.jp>

周知用ポスター

2 給油取扱所の業務の効率化・多角化

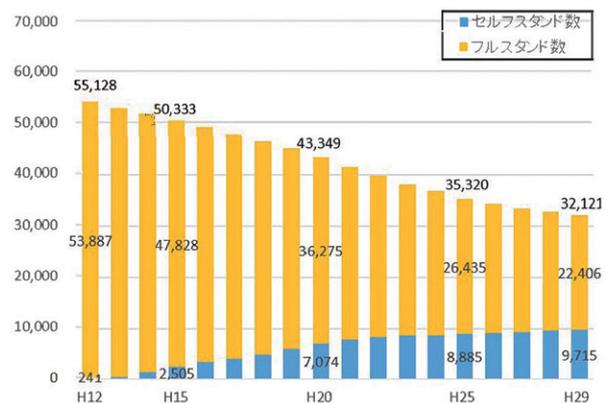
(1) 改正の背景

近年、過疎化や、それに伴う人手不足等により、給油取扱所の数は年々減少しており、自家用車等への給油、移動手段を持たない高齢者への灯油配送などに支障を来す、いわゆる「SS過疎地」が全国的な課題になってい

ます。このような状況を踏まえ、「エネルギー基本計画」(平成30年7月閣議決定)等において、給油取扱所における保安規制のあり方について検討することが求められており、消防庁では令和元年5月から「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会」(座長:吉井博明東京経済大学名誉教授。以下「検討会」という。)を開催し、検討を進めております。

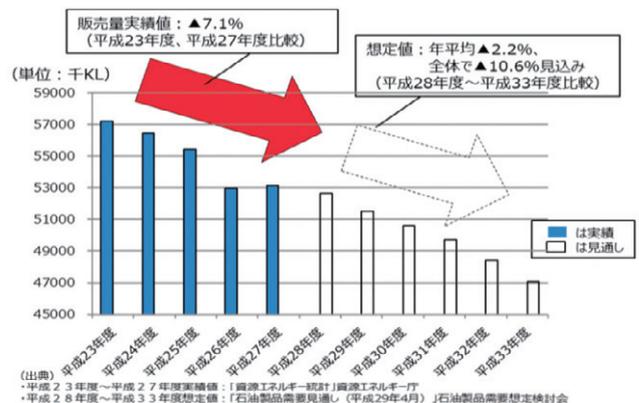
そこでの検討を踏まえ、給油取扱所における業務の効率化・多角化に資するため、セルフ給油取扱所におけるタブレット端末等による給油許可や、給油取扱所における屋外での物品販売等を行えるよう、今般の改正省令において併せて措置を行いました。

〈営業用給油取扱所*数の推移〉



※自家用の給油取扱所、船舶に給油する給油取扱所等は除く。施設数は、完成検査済証交付施設数(廃業しているが、製造所等の用途の廃止の届出を行っていない施設が一部含まれている可能性がある。)

〈ガソリン販売量の推移〉



(出典) 次世代燃料供給インフラ研究会資料

(2) 改正省令の概要

1) セルフ給油取扱所におけるタブレット端末等を用いた給油許可等について

現在、セルフ給油取扱所においては、ガソリンの漏えいや引火等を防ぎ安全性を確保するため、顧客自らによる給油作業や灯油・軽油の容器への詰替え作業(以下「顧客の給油作業等」という。)を制御卓において監視・制御し、顧客に対し必要な指示を行うこととしています。

制御卓は一般的に屋内の事務所に設けられており、給油許可等を行うためには従業者が事務所に配置されている必要があります。そのため、給油許可等を行う従業者は同時に屋外でサービス等を提供することができず、人手不足等により従業者の確保が困難な給油取扱所にとって課題となっていました。

このことについて検討会で議論を行った結果、従来の制御卓による方法に加え、制御卓と同様の機能を有する制御装置を備えたタブレット端末等により給油許可等を行うことができるよう、今般の改正省令により措置を行いました。これにより、当該タブレット端末等をガソリンスタンド場内で携帯することによって、屋外の給油設備等の付近において、顧客の給油作業等を直接視認し必要な指示を行いながら給油許可等を行うことができることとなります。



タブレット端末による給油許可等のイメージ

2) 給油取扱所における屋外での物品販売等について

現在、給油取扱所において物品販売等の業務を行うことは、建築物の1階又は容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる建築物の2階に限り認められています。

他方で、ガソリンスタンド事業の多角化のため、車の実車展示、宅配ボックスの設置、産直商品の販売などを給油取扱所の屋外スペースにおいても行うことができるようにすべきとの要望が事業者団体等からあり、このことについて検討会で議論を行った結果、火

災予防上の支障がない場合には、建築物の周囲の空地においても物品販売等の業務を行うことができるよう、今般の改正省令により措置を行いました。



屋外での物品販売等のイメージ

今般の改正省令を含む消防法令の遵守や危険物の適切な取扱いの徹底をお願いします。

問い合わせ先

消防庁危険物保安室
TEL: 03-5253-7524

地方公共団体における「業務継続計画策定状況」に係る調査結果

防災課

1 調査の趣旨等

地震等による大規模災害が発生した際、地方公共団体は、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時であっても継続しなければならない地域の住民生活に不可欠な通常業務を抱えています。災害時に地方公共団体自らが被災し、人、物、情報等の資源が制約を受けた場合でも、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を的確に行えるよう、業務の執行体制や対応手順、業務継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、業務継続性を確保しておくことが極めて重要です。

このため、内閣府（防災担当）において、人口が1万人に満たないような小規模な市町村であっても業務継続計画を容易に策定できるよう「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（平成27年5月）を策定したほか、「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」（平成22年4月）についても、東日本大震災等を踏まえ内容の拡充等を図り、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成28年2月）として改定が行われました。さらに、熊本地震での課題を踏まえ、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成29年3月）を策定しています。

消防庁では、業務継続計画の策定状況を把握するため、本調査を毎年実施しております。

令和元年においても地方公共団体における業務継続計画の策定状況について調査を実施し、結果を取りまとめました。

今回の調査結果では、前回調査した平成30年6月時点から改善していますが、業務継続計画の策定済み団体においても、熊本地震で課題とされた受援に関する規定を備えている団体は都道府県・市町村を合わせても4割程

度であるなど、一層の内容充実の余地があることが把握されました。

引き続き消防庁では、全ての団体における業務継続計画の策定を目指すとともに策定済みの団体においても内容の充実を図るため研修会を開催するなど、今後も業務継続計画の策定を促進してまいります。

※ 業務継続計画

災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画。

2 調査の概要

2,1 調査対象

都道府県47団体及び市町村1,741団体

2,2 調査基準日

令和元年6月1日

2,3 調査内容

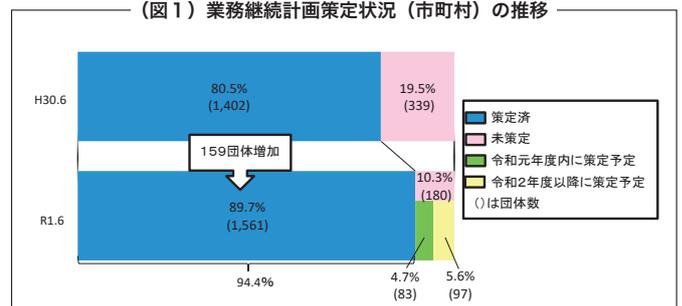
- 業務継続計画策定状況について
- 業務継続計画における業務継続に関する重要6要素の設定状況について
- 受援計画の策定状況について

3 調査結果

3,1 業務継続計画策定状況

- 都道府県：47団体（100%）平成28年4月1日時点で、全ての団体が策定完了
- 市町村：1,561団体(89.7%)前回調査から159団体（9.2%）増加
令和元年度末時点では1,644団体で策定完了予定。策定率は9割以上に達する見込み（図1）

（図1）業務継続計画策定状況（市町村）の推移

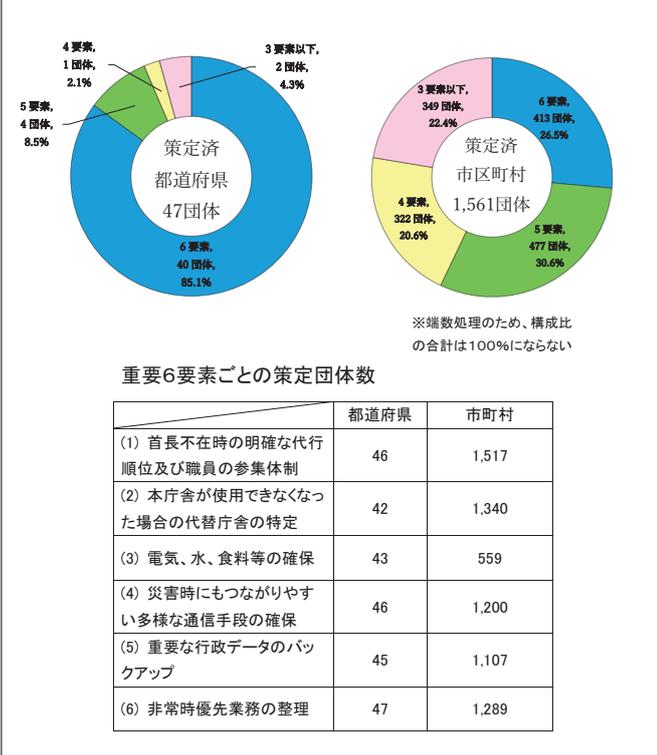


3,2 業務継続計画における業務継続に関する重要6要素の設定状況について

3,2,1 重要6要素のうち5要素以上を定めている団体（図2）

- 都道府県：44団体（93.6%）
- 市町村：890団体（57.0%）

（図2）重要6要素の策定済数の状況（令和元年6月1日現在）



2. 既に業務継続計画を策定している団体も以下の項目について取組を行うこと。

- ① 「市町村のための業務継続計画作成ガイド」において示された業務継続計画の特に重要な6要素について定めていない項目がある場合は、その整備を行うこと。
- ② 受援に関する規定について、業務継続計画への追加や別途独立した受援計画を策定する等、その整備を行うこと。
- ③ 職員に対する研修、訓練等の実施により業務継続計画の実効性を確認し、必要な見直しを継続的に行うこと。

<地方公共団体における業務継続計画策定状況の調査結果（令和元年12月）リンク先>

<https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/011226bcphoudou.pdf>

3,3 業務継続計画策定済み団体における受援計画の策定状況について

- 都道府県：42団体（89.4%）
- 市町村：600団体（38.4%）

4 調査結果を受けて

消防庁では、調査結果を踏まえ「地方公共団体における業務継続計画の策定について（通知）」（令和元年12月26日付け消防第149号防災課長通知）により、以下について各地方公共団体に通知したところです。

1. 業務継続計画を策定していない市町村は、「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（平成27年5月内閣府（防災担当））を参考にして、早急に業務継続計画を策定すること。

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 震災対策係
TEL: 03-5253-7525

地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源に関する調査結果

防災課

1 調査の趣旨等

地方公共団体は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を果たしつつ、地域の住民生活に不可欠な通常業務を継続することが求められます。したがって、災害時に地方公共団体自らが被災し、資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合でも、優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、業務継続計画の策定等により、業務継続性を確保しておくことが極めて重要です。

消防庁では、「平成27年9月関東・東北豪雨」等において、地方公共団体の庁舎で停電が発生し、災害応急対策に支障が生じる事例が見受けられたため、災害対策本部が設置される庁舎における非常用電源の確保状況等を把握するための緊急調査を実施し、平成27年11月に「地方公共団体における災害対策機能の維持に係る非常用電源の確保に関する緊急調査結果」として公表し、平成28年度からは毎年、非常用電源の整備等について調査を行い、地方公共団体に対し周知しております。今年度においても、令和元年12月にその結果をとりまとめました。

今回の調査結果では、前回調査した平成30年6月時点から改善していますが、未だに非常用電源が整備されていない市町村がみられました。

また、整備されている都道府県・市町村であっても、72時間の稼働時間が確保されていない団体や、発災の際に浸水の恐れがあるにもかかわらず、浸水対策がなされていない団体、地震対策がなされていない団体がみられました。

平成30年の北海道胆振東部地震や昨年9月の台風第15号により大規模で長期の停電が発生するなど、非常

用電源確保の重要性が改めて認識されたところであり、消防庁では令和2年度までの3年間で集中的に講じられる防災・減災、国土強靱化のための緊急対策の一環として、地方公共団体における非常用電源の整備等を促進し、災害対応機能が確保されるよう、今後も取り組んでまいります。

2 調査の概要

2.1 調査対象

都道府県47団体及び市町村1,741団体

2.2 調査基準日

令和元年6月1日

2.3 調査内容

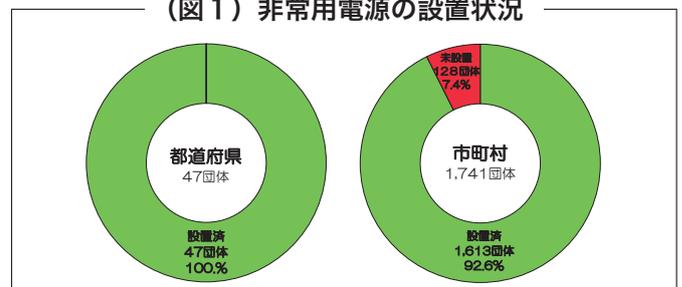
- 非常用電源の設置状況
- 非常用電源の使用可能時間
- 非常用電源の浸水・地震対策
- 燃料供給業者等との燃料供給協定の締結状況

3 調査結果

3.1 非常用電源の設置状況

非常用電源の設置状況を見ると、設置している団体は、
 ○ 都道府県：47団体(100%)（前回調査と同じ）
 ○ 市町村：1,613団体(92.6%)（前回調査では1,597団体(91.7%)）となっています。（図1）

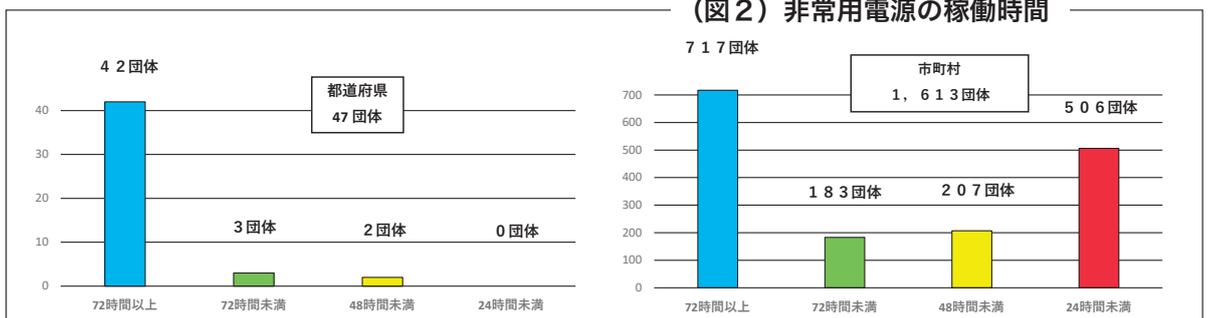
（図1）非常用電源の設置状況



3.2 非常用電源の使用可能時間

非常用電源の使用可能時間をみると、非常用電源を設置済の団体（都道府県47団体、市町村1,613団体）のうち、使用可能時間が72時間以上の団体は、
 ○ 都道府県：42団体（89.4%）
 ○ 市町村：717団体（44.5%）
 となっています（図2）。

（図2）非常用電源の稼働時間



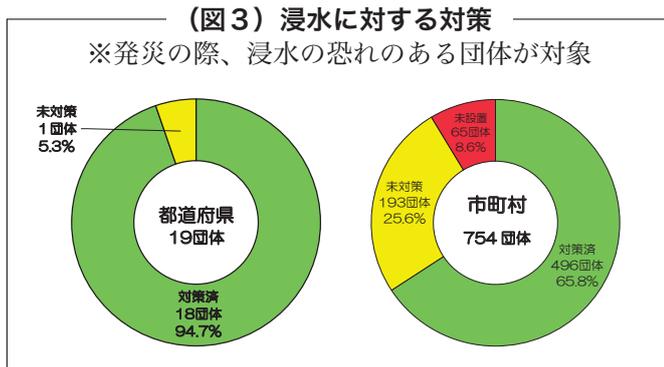
3.3 非常用電源の災害対策状況

3.3.1 浸水に対する対策

発災の際、浸水の恐れのある団体は、都道府県では19団体、市町村では754団体、そのうち非常用電源を設置済みの団体は、都道府県では全ての団体、市町村では689団体（91.4%）で、さらに浸水対策をしている団体は、

- 都道府県：18団体（94.7%）
- 市町村：496団体（65.8%）

となっています（図3）。

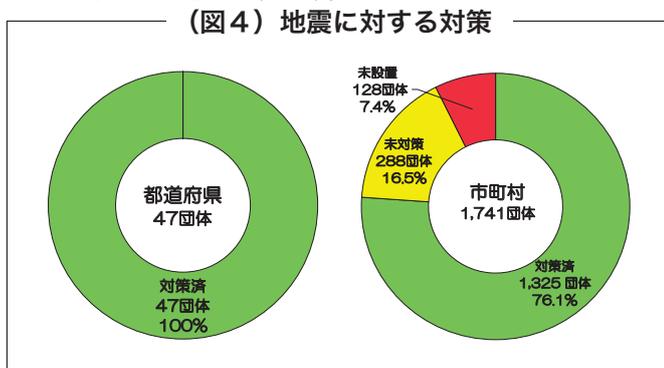


3.3.2 地震に対する対策

非常用電源の地震に対する対策状況をみると、全ての団体のうち、地震対策をしている団体は、

- 都道府県：47団体（100%）
- 市町村：1,325団体（76.1%）

となっています（図4）。



2. 非常用電源の稼働時間について

「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成28年2月内閣府（防災担当）において、「72時間は、外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましい。」とされていることから、発災直後からの応急対策の重要性に鑑み、大規模な災害が発生した場合には物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識の下、72時間は外部からの供給なしに非常用電源を稼働できるよう、あらかじめ燃料等を備蓄しておくこと。

また、停電の長期化に備え、1週間程度は災害対応に支障がでないよう準備することが望ましく、その際、軽油、重油等の燃料の備蓄量等は、消防法、建築基準法等により制限される場合もあるため、あらかじめ燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結を進めること。

3. 非常用電源の浸水・地震対策について

災害発生の際は、地方公共団体の庁舎も被災するおそれがあるため、適切な措置を施していなければ、非常用電源の設備に支障をきたし稼働できない事態も想定されることから、災害による停電時であっても確実に非常用電源を稼働させるため、浸水想定深より上部への設置や転倒防止の措置など、非常用電源に対する浸水や揺れに備えた対策を図ること。

4. 緊急防災・減災事業債の活用について

既存の非常用電源に対する浸水・地震対策（上層階への移設、防護板の設置等）や機能強化（非常用電源の出力の向上、稼働時間延長のための燃料タンクの増設等）に要する経費についても、緊急防災・減災事業債の対象であることから、その活用を検討すること。

＜地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源に関する調査結果（令和元年12月）リンク先＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/011226_hijyouyoudengen_houdou.pdf

4 調査結果を受けて

消防庁では、調査結果を踏まえ「地方公共団体の業務継続性確保のための非常用電源の整備について」（令和元年12月26日付け消防災第150号防災課長通知）により、以下について各地方公共団体に通知したところです。

1. 非常用電源等の整備について

災害対策本部が設置される庁舎においては、災害発生時等に備え、あらかじめ非常用電源の整備を早急に図ること。なお、非常用電源の整備は、緊急防災・減災事業債の対象事業であることから、その活用を検討すること。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 震災対策係
TEL: 03-5253-7525

無人航空機の災害時における活用状況等調査について

消防・救急課

1 はじめに

消防防災分野において、無人航空機いわゆるドローンについては、火災時の状況確認、山間部での要救助者検索、水災・土砂災害等大規模災害時の被害状況の確認などに活用されており、今後、ドローンを保有する消防本部が増加することで、これまで以上に、災害現場における被害状況の早期確認や効果的な部隊運用等が期待されています。

現在、消防庁では、緊急消防援助隊が情報収集に活用するため、国の無償使用制度によりドローンを政令市に配備しているほか、地方公共団体が防災情報システム等と併せて高性能ドローンを整備する際には、緊急防災・減災事業債による財政支援を可能としているなど、ドローンの活用拡大を推進しているところです。

本稿では、全国消防本部のドローンの保有状況や今後の展開等について紹介します。



林野火災



建物火災



救助事案



土砂災害

2 消防本部における保有状況等 (令和元年6月1日時点)

消防本部におけるドローンの保有状況等については、以下のとおりです。

(1) 保有状況

保有の有無	保有本部数		
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
保有している	70	116	201
保有していない	662	612	525
保有率	9.6%	15.9%	27.7%

(2) 保有ドローンの性能例

- ・ 防水、防塵、耐風性能
- ・ 付加機能（動画撮影、静止画撮影、熱画像撮影、暗所撮影、ガス検知、物品搬送）

(3) 活用実績

災害時にドローンを活用した実績のある消防本部は139本部であり、その活用種別は以下のとおりです。

活用種別	本部数（重複あり）	割合
火災活動	41	27%
火災調査	70	46%
救助活動	24	16%
物品搬送	0	0%
ガス検知	0	0%
その他（※）	17	11%

（※ 未帰宅者捜索、土砂災害調査、毒劇物流出箇所調査、怪煙調査）

(4) 効果的であった点、改善が必要な点

活用実績のある消防本部において、効果的であった点、改善が必要な点については以下のとおりです。

効果的な点	回答数（重複あり）
広範囲の迅速な検索、上空から俯瞰撮影による情報収集等が可能	72
隊員が立ち入れない範囲の検索、情報収集等が可能	25
活動方針の決定や安全管理に効果的	20
画像撮影等により火災調査や資料作成に有効	30
その他	4
計	151

改善が必要な点	回答数（重複あり）
悪天候にも対応可能な全天候型の無人航空機が必要	34
操縦者の確保や運用体制上の人員不足	25
操縦者の育成が困難	19
搭載するカメラ性能（ズーム、望遠、赤外線、偏向機能）	15
墜落等の安全面の課題	9
バッテリーの持続時間が短い	8
画像伝送システムによる情報共有	8
他機関との調整、規制等への対処	6
その他（プロボとの通信状況等）	5
計	129

3 ドローン運用アドバイザー育成研修等

消防庁では、今後の消防防災分野におけるドローンの安全運行かつ効果的な運用のため、本年1月末に、福島県ロボットテストフィールドにおいて、ドローン運用アドバイザー研修を実施します。

本研修は、ドローン運行に携わりかつ消防本部等において指導的立場にある消防吏員等を対象とした研修で、ドローンの飛行技術や空撮技術、映像のリアルタイム伝送、実災害を想定した訓練など、実践的な訓練を3日間にわたり実施し、研修修了者をアドバイザーとして認定するものです。全体計画としては、今年度を初年度とし、令和5年度までに計135人のアドバイザーの養成を目指して事業を推進していく予定です。

また、次年度以降は研修修了者にもご協力頂き、ドローンを保有していない消防本部等に対する普及啓発事業も実施していく予定です。

今後とも、消防防災分野におけるドローンの有効活用に向けて各種事業を推進して参ります。



問い合わせ先

消防庁消防・救急課
TEL: 03-5253-7522

令和元年秋の消防関係叙勲及び褒章伝達式

総務課

【第33回危険業務従事者叙勲】

第33回危険業務従事者叙勲が11月3日付で発令され、全国の3,637名に授与されました。

そのうち、消防職員として危険性の高い業務に精励し、社会公共の福祉の増進に寄与された618名が受章し、伝達式を12月10日（火）、12月11日（水）の2回に分けて総務省講堂において開催しました。

なお、勲章別の受章者数は次のとおりです。

第33回危険業務従事者叙勲

瑞宝双光章・・・291名

瑞宝単光章・・・327名

合計・・・618名

【令和元年秋の叙勲】

令和元年秋の叙勲が11月3日付で発令され全国の4,111名に授与されました。

そのうち、消防関係では永年にわたり国民の生命等を火災等の災害から防御し、消防力の充実強化に尽力された603名が受章し、12月12日（木）、ニッショーホール（港区虎ノ門）において伝達式を開催しました。

なお、勲章別の受章者数は次のとおりです。

令和元年秋の叙勲

瑞宝中綬章・・・1名

旭日小綬章・・・1名

瑞宝小綬章・・・27名

旭日双光章・・・2名

瑞宝双光章・・・68名

瑞宝単光章・・・504名

合計・・・603名



長谷川総務副大臣から受章者代表への勲記・勲章伝達
(危険業務従事者叙勲伝達式（1回目）)



受章者代表から謝辞を受ける長谷川総務副大臣
(危険業務従事者叙勲伝達式（1回目）)



高市総務大臣から受章者代表への勲記・勲章伝達
(危険業務従事者叙勲伝達式（2回目）)



お祝いの言葉を述べる齋藤総務大臣政務官
(危険業務従事者叙勲伝達式（2回目）)

【令和元年秋の褒章】

令和元年秋の褒章が11月3日付で発令され、全国の779名に授与されました。

そのうち、消防関係では、自己の危難を顧みず人命救助に尽力された方々、消防機器の研究開発や製造販売業務、消防設備保守業務等に精励し、業界の発展に大きく寄与された方々、女性防火活動の推進に寄与された方、永年にわたり消防防災活動に献身的に努力し消防の発展に大きく寄与された消防団員、計109名が受章し、12月17日（火）、東京消防庁スクワール麹町（千代田区麹町）において伝達式を開催しました。

なお、褒章別の受章者数は次のとおりです。

令和元年秋の褒章	
紅綬褒章	5名
黄綬褒章	9名
藍綬褒章	95名
合計	109名

それぞれの伝達式では、伝達者（秋の叙勲伝達式、危険業務従事者叙勲伝達式（2回目）及び秋の褒章伝達式）は高市総務大臣、危険業務従事者叙勲伝達式（1回目）は長谷川総務副大臣から受章者代表へ勲記及び勲章（章記及び褒章）が手渡されました。

受章者代表から「地域住民の安全確保のため、なお一層尽力」する旨の誓いの言葉を含めた謝辞が述べられました。

式典後、受章者は皇居において天皇陛下に拝謁されました。



式典に出席する高市総務大臣、長谷川総務副大臣、齋藤総務大臣政務官（秋の叙勲伝達式）



高市総務大臣による式辞
（秋の叙勲伝達式）



高市総務大臣から受章者代表への勲記・勲章伝達
（秋の叙勲伝達式）



高市総務大臣から受章者代表への章記・褒章伝達
（秋の褒章伝達式）

問合わせ先

消防庁総務課
TEL: 03-5253-7521

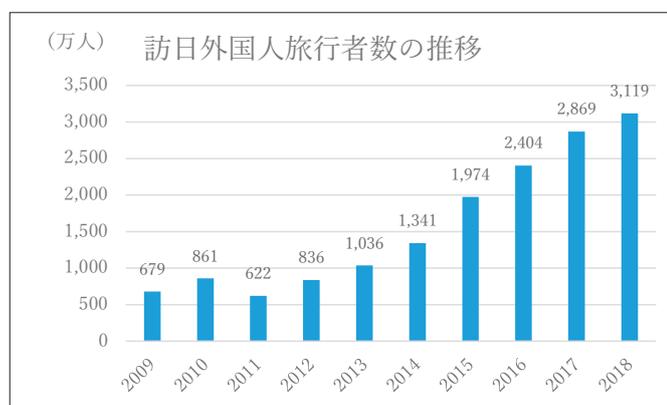
救急隊の感染防止対策の推進を目的とした 血中抗体検査及びワクチン接種の実施について

救急企画室

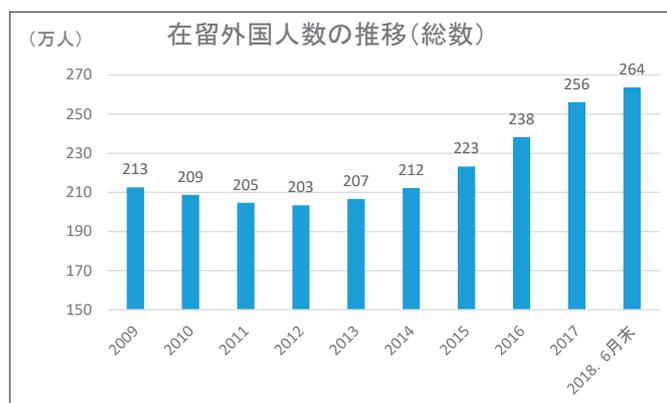
1 はじめに

近年、急性重症呼吸器症候群（SARS）（平成17年）、新型インフルエンザ（平成21年）、エボラ出血熱（平成26年）、中東呼吸器症候群（MERS）（平成27年）等の感染症の国際的な流行が発生し、また令和元年7月18日（日本時間）に、コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の流行に対して世界保健機構（WHO）が「国際的に脅威となる公衆衛生上の危機（PHEIC）」であると宣言を出したことも記憶に新しいところである。

また一方、国内を見ても、先進国の中で最も高い結核罹患率であることや、救急隊員の麻しん発症事例の発生など、感染症は決して海の向こうの問題では無いことを認識しておくべきである。



出展：日本政府観光局 Source: Japan National Tourism Organization



出展：法務省入国管理局

こういった社会背景の中、現在多くの外国人旅行者等の来日が行われていることに加え、今後、我が国においても大規模な国際的イベントを控えていること、また、傷病者についての情報が少ないという救急現場の特殊性を鑑みても、救急隊の感染防止対策は急務である。

2 消防庁の取組

消防庁では、「平成30年度救急業務のあり方に関する検討会」において「救急隊の感染防止対策ワーキンググループ」を設置して検討を行い、その検討結果を受け、「救急隊の感染防止対策の推進について」（平成31年3月28日付け消防庁救急企画室長通知）を発出した。

同通知においては、【感染防止対策マニュアル (ver1.0)】【感染防止管理体制について】【ワクチン接種について】について通知し、特にワクチン接種に関しては、『本年度検討会で作成した「救急隊の感染防止対策マニュアル (Ver.1.0)」において、救急隊員の職業感染防止対策としては、麻しん、風しん、流行性耳下腺炎、水痘、B型肝炎、破傷風について、血中抗体検査及びワクチン接種が強く推奨されたことから、今後、各消防本部において、救急隊員に対し、その業務に関し必要な血中抗体検査及びワクチン接種を実施すること。』としている。

(感染防止対策マニュアル (ver1.0) 目次)

1. 感染防止対策の基本
 - (1) はじめに
 - (2) 感染防止対策の基本的な考え方
2. 職員の職業感染防止対策
3. 標準予防策
 - (1) 手指衛生
 - (2) 個人防護具 (PPE : Personal Protective Equipment) の選択と着脱
 - (2) - 1 PPE使用時の一般的な注意事項
 - (2) - 2 手袋の着脱及び交換
 - (2) - 3 マスクの着用
 - (2) - 4 感染防止衣、アームカバー、シューズカバー、ゴーグルの着用

4. 感染経路別予防策

- (1) 空気感染防止対策 (2) 飛沫感染防止対策
- (3) 接触感染防止対策

5. リネン、救急車両、資器材等の取扱い

- (1) 洗浄、消毒、滅菌の違い (2) リネンの取扱い
- (3) 救急車両の取扱い
 - (3) - 1 車内清掃の方法
 - (3) - 2 ドアノブ、ハンドル、無線機、資器材（モニター）等の清掃
- (4) 器具の洗浄、消毒、滅菌の方法
 - (4) - 1 資器材別の消毒、滅菌
 - (4) - 2 洗浄の方法
 - (4) - 3 消毒の方法
- (5) 感染性廃棄物の処理

6. 血液・体液等への曝露事故発生時の対応について

- (1) ポイント
- (2) 針刺し防止対策
- (3) 血液・体液等への曝露事故発生直後の対応
- (4) 血液・体液等への曝露事故後の搬送先医療機関における対応

7. 感染症患者への対応

- (1) 感染症患者の移送
- (2) 都道府県知事が移送を行う感染症患者等を疑うことなく搬送し搬送後に判明した場合

3 令和2年度地方交付税措置について

従前より、B型肝炎については、救急隊員に対する血中抗体検査及びワクチン接種に要する経費について普通交付税措置が講じられていたが、このたび、令和2年度より、

- 血中抗体検査については、「麻しん」、「風しん」、「水痘」、「流行性耳下腺炎」及び「B型肝炎」の5種、
- ワクチン接種については、「麻しん」、「風しん」、「水痘」、「流行性耳下腺炎」、「破傷風」及び「B型肝炎」の6種、を普通交付税措置の対象とすることとした。

全国の消防本部におかれては、当該地方交付税措置を活用し、救急隊員に対する、業務の遂行に必要な血中抗体検査及びワクチン接種に、可及的速やかに取り組むことが望まれる。

4 血中抗体検査及びワクチン接種の対象者の考え方について

救急隊員のうち血中抗体検査及びワクチン接種を実施する対象者として想定される者は、「救急隊の感染防止

対策マニュアル (Ver.1.0)」の中で参考資料としている、一般社団法人日本環境感染学会「医療関係者のためのワクチンガイドライン 第2版」(http://www.kankyokansen.org/modules/publication/index.php?content_id=17)において、以下のとおりとされている。

各消防本部におかれては、これらの救急隊員を対象に血中抗体検査及びワクチン接種を実施することを検討されたい。

(1) 麻しん、風しん、水痘及び流行性耳下腺炎

麻しん、風しん、水痘及び流行性耳下腺炎については、検査診断で確定した罹患歴がある者及び1歳以上で2回の予防接種記録がある者に対しては、血中抗体検査は必須ではない。これに該当しない者に対しては、血中抗体検査を行い、検査結果に応じて、必要な回数のワクチン接種を行うこと。

注：なお、令和4年3月31日までの間に限り、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性が風しんに係る定期の予防接種の対象者として追加されたため、該当する救急隊員については、当該事業を活用して、風しんの血中抗体検査及びワクチン接種を受けること。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/rubella/index_00001.html)

(2) 破傷風

破傷風については、血中抗体検査が臨床において一般的ではないため、確実なワクチン接種歴が確認できる場合を除き、血中抗体検査なしにワクチン接種を行うことが通例である。小児期に2回以下のワクチン接種しか受けていない者に対しては、接種回数の累計が3回となるようにワクチン接種を行うこと。その後は、小児期に3回以上のワクチン接種を受けた者も含め、抗体の減衰を考慮して約10年ごとに1回の追加接種を行うこと。

(3) B型肝炎

B型肝炎については、既にワクチン接種を受け接種後の血中抗体検査で免疫獲得が確認された者、既感染者（HBs抗体陽性の者）及びHBV感染者（HBs抗原陽性の者）に対しては、血中抗体検査及びワクチン接種は必要ない。これに該当しない者に対しては、血

中抗体検査を行い、検査結果に応じて、必要な回数のワクチン接種を行うこと。なお、ワクチン接種後の血中抗体検査で免疫獲得が確認された者に対しては、その後の血中抗体検査や追加接種は必要ない。

5 おわりに

消防庁では、令和2年度より、新たに血中抗体検査及びワクチン接種について普通交付税措置の対象としたことを受け、「救急隊の感染防止対策の推進を目的とした血中抗体検査及びワクチン接種の実施について（通知）」（令和2年1月24日付け消防庁救急企画室長通知）を发出了した。

当該措置を活用し、救急隊員に対する血中抗体検査及びワクチン接種に可及的速やかに取り組んでいただくことを期待するところです。

救急隊の感染防止対策の推進を目的とした血中抗体検査及びワクチン接種の実施

【事業背景】

- 「感染症対策に関する現況調査」の結果を踏まえた対策の必要性
- 感染症の国際的な拡大の懸念 など

平成30年度救急業務のあり方に関する検討会における「救急隊の感染防止対策ワーキンググループ」において検討

- 救急隊の感染防止対策の推進について（平成31年3月28日 消防救第49号 消防庁救急企画室長通知）
 - ①感染防止対策マニュアルの策定 ②消防機関における感染防止管理体制の構築など感染防止の取組
 - ③救急隊員の血中抗体検査及びワクチン接種の実施

救急隊の感染防止対策の体制整備・充実を推進

令和2年度地方財政措置の決定

- 救急隊の感染防止対策の推進を目的とした血中抗体検査及びワクチン接種の実施について（令和2年1月24日 消防救第14号 消防庁救急企画室長通知）

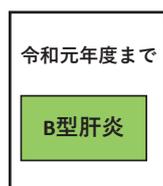
- ①令和2年度地方交付税措置 ②血中抗体検査及びワクチン接種の対象者の考え方

令和2年度から、B型肝炎に加え、新たに麻しん、風しん、水痘、流行性耳下腺炎及び破傷風の血中抗体検査及びワクチン接種に要する経費について、地方交付税措置を講ずる

消防本部におかれては、当該地方交付税措置を活用し、救急隊員に対する、業務の遂行に必要な血中抗体検査及びワクチン接種に、可及的速やかに取り組んでいただくよう要請

血中抗体検査及びワクチン接種に対する地方交付税措置の対象

【イメージ図】



※1 麻しん、風しん、水痘及び流行性耳下腺炎について

- 検査診断で確定した罹患歴がある者及び1歳以上で2回の予防接種記録がある者に対しては、血中抗体検査は必須ではない。これに該当しない者に対しては、血中抗体検査を行い、検査結果に応じて、必要な回数のワクチン接種を行うこと。
- 令和4年3月31日までの間に限り、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性が風しんに係る定期的予防接種の対象者として追加されたため、該当する救急隊員については、当該事業を活用して風しんの血中抗体検査及びワクチン接種を受けること。

※2 破傷風について

- 血中抗体検査が臨床において一般的でないため、確実なワクチン接種歴が確認できる場合を除き、血中抗体検査なしにワクチン接種を行うことが通例である。
- 小児期に2回以下のワクチン接種しか受けていない者に対しては、接種回数の累計が3回になるようにワクチン接種を行うこと。その後は、小児期に3回以上のワクチン接種を受けた者も含め、抗体の減衰を考慮して約10年ごとに1回の追加接種を行うこと。

※3 B型肝炎について

- 既にワクチン接種を受け接種後の血中抗体検査で免疫獲得が確認された者、既感染者（HBs抗体陽性の者）及びHBV感染者（HBs抗原陽性の者）に対しては、血中抗体検査及びワクチン接種は必要ない。これに該当しない者に対しては、血中抗体検査を行い、検査結果に応じて、必要な回数のワクチン接種を行うこと
- ワクチン接種後の血中抗体検査で免疫獲得が確認された者に対しては、その後の血中抗体検査や追加接種は必要ない。

問い合わせ先

消防庁救急企画室
TEL: 03-5253-7529

「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」について

特殊災害室

1 趣旨及び目的

石油コンビナートで発生する事故は、危険物又は有毒ガスの漏えいや大規模な爆発を伴う火災など、甚大な被害に拡大するおそれがあることから、石油コンビナート特別防災区域の特定事業所には、防災要員及び消防車両等を備えた自衛防災組織又は共同防災組織（以下「自衛防災組織等」という。）の設置が義務づけられています。

特定事業所の防災体制の確立には、この自衛防災組織等が極めて重要な役割を担っていることから、消防庁では、自衛防災組織等の防災要員の技能及び士気の向上を図り、防災体制を充実強化することを目的とした「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」（以下「コンテスト」という。）を平成26年度から実施しています。

2 コンテストの概要

(1) 競技の概要

特定事業所内の石油タンクで火災が発生したという想定で、自衛防災組織等が保有する消防車両を活用して消火活動を行い、その活動の安全性、確実性、迅速性などを評価することとしています。

(2) 出場資格

全国の特定事業所に設置されている自衛防災組織等のうち、「大型化学高所放水車及び泡原液搬送車」又は「高所放水車（大型化学高所放水車、大型高所放水車又は普通高所放水車をいう。）及び化学消防車（大型化学消防車又は甲種普通化学消防車をいう。）」を保有する自衛防災組織等を対象にしており、出場する条件として、管轄する消防本部からの推薦を必要としています。

(3) 予選

5月27日付けで出場組織を募集したところ32消防本部を通じて38組織の応募がありました。予選では、管轄消防本部から送付された競技映像を消防庁が審査した結果、本選出場の20組織を選抜し、9月2日付けで公表しました。

(4) 本選（現地審査）

本選では、消防庁職員が事業所へ出向き、審査を行います。

今年度は10月2日から11月1日にかけて本選を実施し、現地審査及び提出された競技映像とともに最終審査を行いました。



コンテスト競技中の風景

3 受賞組織の決定

現地審査結果を踏まえ、11月18日に消防庁長官を委員長とする審査・表彰委員会を開催し、最優秀賞（総務大臣表彰）1組織、優秀賞（総務大臣表彰）4組織、奨励賞（消防庁長官表彰）15組織を決定しました。（表1）※最後に挿入

4 総務大臣賞表彰式及び意見交換会

(1) 総務大臣賞表彰式

令和元年12月13日（金）に、東海大学校友会館（東京都千代田区霞が関3-2-5）において、総務大臣賞表彰式を開催し、林崎消防庁長官から総務大臣賞を受賞した5組織に表彰状と記念品を授与しました。



扇島地区共同防災協議会

総務大臣表彰受賞組織との記念撮影

(2) 意見交換会

表彰式終了後、同会場にて、最優秀賞及び優秀賞を受賞された5組織の代表者及び出場隊員と消防庁職員による意見交換会を開催しました。

意見交換会では、事業所代表者や競技実施者から、このコンテストにかけてきたそれぞれの想いが語られ、乗り越えてきた苦労や、この訓練を通じて得たもの、コンテストの将来等について、貴重な意見が交わされました。

5 コンテストの結果から

(1) 総務大臣賞受賞組織の競技映像について

最優秀賞及び優秀賞を受賞した5組織の競技映像を、消防庁動画チャンネル（You Tube）で公開しています。指揮命令システムのしっかりとした組織的な活動や洗練された規律ある活動をご覧頂き、競技に向けた訓練だけでなく、様々な場面で活用して頂きたいと思えます。

☆消防庁動画チャンネル（You Tube）

<https://www.youtube.com/channel/UCdjKaS60W5FQ5ckSj1vrGmw/featured>

(2) 「優れた行動・現場に即した活動」や「減点が多く見られた項目」について

コンテストの枠を超えて、実災害においても模範となる活動・行動を紹介するとともに、現場活動の基本である「安全管理」「指揮系統」の観点から減点として多く取り扱った事例についてまとめましたので、自衛防災組織等の技能向上に活用して頂きたいと思えます。（表2、3）※最後に挿入

6 コンテストを終えて

今年5月から始まった令和元年度のコンテストは、この総務大臣賞表彰式をもって幕引きとなりました。

コンテストの審査を通じ、その競技レベルの高さに感銘を受けました。規律ある洗練された活動は、参加した全ての自衛消防組織等、防災要員が、限られた時間の中、猛暑にも関わらず長期に亘り厳しい訓練を実施してきた成果であると感じました。

競技に参加した防災要員一人ひとりが、安全で効率的な消火活動を探求し、確実な消防車両や機械器具の操作を習得し、防災技能の向上へ弛まぬ努力をしてきた証であると言えます。

本コンテストの趣旨は、自衛防災組織同士が切磋琢磨することによる防災体制の充実強化にあり、予選も含め出場した全ての組織において、知識、技術及び団結力が強化され、自衛防災力が飛躍的に向上したものと思えます。

今後も訓練に励み、強化された自衛防災組織力を維持し、万一の災害時には強靱なコンビナート防災体制の軸として活躍されることを期待しています。

最後に、コンテスト開催にご協力頂いた特定事業所、都道府県及び消防本部に感謝申し上げます。次年度以降も、より多くの組織にご参加頂けるよう取り組んで参ります。

☆コンテストに関する情報（総務省消防庁のホームページ）
<https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/topic001.html>

問合わせ先

消防庁予防課特殊災害室
TEL: 03-5253-7528

表 1

受賞組織及び所在地

最優秀賞（1 組織）	
受賞組織名	所在地
扇島地区共同防災協議会	神奈川県川崎市

優秀賞（4 組織）	
受賞組織名	所在地
秋田地区石油コンビナート等特別防災区域協議会	秋田県秋田市
出光興産株式会社千葉事業所 出光プランテック千葉 自衛防災組織	千葉県市原市
新潟西港地区共同防災協議会	新潟県新潟市
関西国際空港航空機給油施設 自衛防災組織	大阪府泉佐野市

奨励賞（15 組織）	
受賞組織名	所在地
鹿島東部コンビナート共同防災組織 共同鹿石隊	茨城県神栖市
千種地区共同防災協議会三井化学隊	千葉県市原市
JXTG エネルギー株式会社根岸製油所自衛防災組織	神奈川県横浜市
新潟東港西地区共同防災協議会	新潟県新潟市
富山地区共同防災協議会	富山県富山市
福井国家石油備蓄基地 自衛防災組織	福井県福井市
大阪北港地区共同防災組合	大阪府大阪市
三井化学株式会社 大阪工場 自衛防災組織	大阪府高石市
水島コンビナート地区共同防災組織 JX-B 隊	岡山県倉敷市
出光共同防災組織	山口県周南市
東ソー株式会社 南陽事業所 自衛防災組織	山口県周南市
三井化学株式会社岩国大竹工場自衛防災組織	山口県玖珂郡和木町
西部石油(株)山口製油所 自衛防災組織	山口県山陽小野田市
コスモ石油株式会社 坂出物流基地 コスモ坂出 自衛防災隊	香川県坂出市
JX 喜入石油基地喜入基地自衛防災組織	鹿児島県鹿児島市

優れた行動・現場に即した活動

優れた点	行動概要
中隊長の判断	延長したホースがアウトリガーに引っかかっており、水を通すと危険な状況であった。その際に、中隊長が危険な状態に気づき、咄嗟に小隊長に指示し、ホースラインを修正させた。
コメント	ホースラインの修正に時間を要したが、競技でありながら現場活動のように安全を最優先とし活動しており、中隊長の咄嗟の判断が素晴らしかった。

優れた点	行動概要
他隊員の確認	機関員の確認が不十分であり中継口が閉まっていたが、安全管理を行っていた他隊員が中継口が閉まっていることに気づき開放を行った。
コメント	他隊員が広い視野を持ち、安全管理を行い、機関員の不備に気付いたのが素晴らしかった。

現場に即した活動	行動概要
活動方針の徹底	現場指揮本部を設置し、実際の災害活動のように隊員間の活動を確認していた。
コメント	車両から指揮テーブル等を搬送し、火点の位置、水利、隊員の活動内容等を確認しており、より現場に即した活動を行っていた。

現場に即した活動	行動概要
各種資機材の活用	ガス検知・有効な泡放射のため火点までの距離測定・拡声器や携帯無線の活用・警戒区域の設定
コメント	各種資機材を活用し、それぞれの組織ごとに、より現場に即した活動を行っていた。

減点が多く見られた項目

行動審査項目	減点行為	該当項目
操作確認不備 「指差・呼称」	すべての操作、安全確認時に「指差・呼称」を実施していない	競技要領 4 (1)ク
コメント	「指差・呼称」はヒューマンエラーを防止するだけでなく、隊員等が現在どのような行動をしているかを他の隊員等に知らせ、情報を共有し、連携を強化する効果があります。	

行動審査項目	減点行為	該当項目
隊長下命不備・隊員等報告不備	隊長からの下命及び報告の不備	競技要領 4 (1)ウ、オ
コメント	各隊員は、自隊の隊長から下命を受け行動すること。また、受命者の報告は、下命者が履行状況を確認するだけでなく、下命者の次なる判断を的確なものにするためにも非常に重要です。	

行動審査項目	減点行為	該当項目
前方・後方車両取扱い不適	使用資器材収納部のシャッターや車両の扉等が開けっ放し	競技要領 4 (1)ア
コメント	シャッターや扉などを開けっ放しにすることで、不意に中の資機材が落下したり、隊員が負傷する可能性が高くなるため、必要時以外には閉めておくことが必要です。	

行動審査項目	減点行為	該当項目
ホース取扱い不適	ホースの引きずり、蹴飛ばし	競技要領 4 (5)ウ
コメント	ホースの金具の引きずりや、延長したホースの踏みつけが見られ、器具の損傷の原因となります。	

「令和元年度全国消防団員意見発表会、消防団等地域活動表彰式及び消防庁消防団協力事業所表示証交付式」について

地域防災室

令和元年12月20日（金）、中央合同庁舎第2号館（東京都千代田区）において「令和元年度全国消防団員意見発表会、消防団等地域活動表彰式及び消防庁消防団協力事業所表示証交付式」が開催されました。

【全国消防団員意見発表会】

全国から選出された各地で活躍する消防団員11名が、消防団活動に関する課題等について意見発表を行い、5名の審査員による審査の結果、高知県高幡消防組合須崎消防団の中川秀兵さんが、最優秀賞に選ばれました。



高知県 高幡消防組合須崎消防団 中川 秀兵 氏

○審査結果（敬称略）

・最優秀賞

高知県 高幡消防組合須崎消防団 中川 秀兵

・優秀賞

鳥取県 鳥取市消防団 安達 由紀

富山県 高岡市消防団 渋谷 章弘

・優良賞

岩手県 盛岡市消防団 藤原 神奈

宮城県 大崎市消防団 野徳 貴子

山形県 舟形町消防団 野尻 和彦

茨城県 北茨城市消防団 佐藤 睦美

京都府 舞鶴市西消防団 柴田 久史

兵庫県 尼崎市消防団 清水 亜由美

佐賀県 佐賀市消防団 江口 悦子

長崎県 大村市消防団 福井 由美子

【意見発表会審査員（敬称略）】（五十音順）

青山 佳世

（フリーアナウンサー、第28次消防審議会委員）

神村 登紀恵

（広島市西消防団事務局女性消防隊隊長、消防庁消防団等充実強化アドバイザー）

塩野 裕 ※審査員長

（日本商工会議所 総務部長）

蝶野 正洋

（プロレスラー、消防応援団、一般社団法人ニューワールドアワーズスポーツ救命協会代表理事）

三宅 有子

（NHK制作局 第3制作ユニット（福祉）チーフ・プロデューサー）



全国消防団員意見発表会表彰式



全国消防団員意見発表会発表者

【消防団等地域活動表彰（39団体）】

平常時において地域に密着した活動を積極的に行い、地域防災力の向上に寄与し、その活動内容が特に優秀な消防団又は団員確保について特に力を入れている消防団、及び消防団員である勤務者を雇用し、消防団活動へ特に深い理解や協力を示している事業所等を表彰しました。

○代表受領

（消防団表彰）山口県 宇部市消防団

（事業所表彰）岐阜県 協業組合 H・C建設



消防団等地域活動表彰受賞団体（消防団表彰）



消防団等地域活動表彰受賞団体（事業所表彰）

【消防団協力事業所表示証交付（38事業所等）】

特に消防団活動に協力している実績が顕著であると認められる事業所等に対して、消防団への協力の証として「消防庁消防団協力事業所表示証(ゴールドマーク)」を交付しました。

○代表受領

和歌山県 株式会社 坂口製作所 和歌山工場



消防庁消防団協力事業所表示証交付団体

【受賞者代表謝辞】

受賞者を代表して、山口県宇部市消防団の木谷正芳さんから謝辞をいただきました。



山口県 宇部市消防団 木谷 正芳 氏

○受賞団体一覧

【消防団等地域活動表彰（消防団表彰）26団体】

- 北海道 清水町清水消防団
- 北海道 釧路北部消防事務組合鶴居消防団
- 宮城県 仙台市太白消防団
- 群馬県 みどり市消防団
- 東京都 野方消防団
- 東京都 西東京市消防団
- 神奈川県 横浜市鶴見消防団
- 神奈川県 横浜市南消防団
- 神奈川県 川崎市麻生消防団
- 新潟県 新潟市消防団
- 福井県 若狭消防組合 小浜消防団
- 福井県 若狭消防組合 おおい消防団
- 福井県 若狭消防組合 上中消防団
- 福井県 若狭消防組合 高浜消防団
- 長野県 野沢温泉村消防団
- 長野県 朝日村消防団
- 岐阜県 恵那市消防団
- 愛知県 東海市消防団
- 京都府 笠置町消防団
- 大阪府 富田林市消防団
- 岡山県 総社市消防団
- 山口県 宇部市消防団
- 福岡県 北九州市門司消防団
- 福岡県 北九州市若松消防団
- 福岡県 小郡市消防団
- 佐賀県 吉野ヶ里町消防団

【消防団等地域活動表彰(事業所表彰)13事業所等】

- 北海道 美幌町森林組合
- 群馬県 前橋市農業協同組合
- 東京都 株式会社 八洋

神奈川県	株式会社大津スイミング企画	福岡県	社会福祉法人いわき福祉会
新潟県	社会福祉法人 桜井の里福祉会		複合型福祉施設 プロムナードとばた
	高齢者総合生活支援施設 はな広場	福岡県	吉永商店株式会社
石川県	株式会社タキノ工業所 穴水工場	福岡県	たくみ株式会社
長野県	有限会社 志賀プラントサービス	佐賀県	祐徳建設興業株式会社
岐阜県	協業組合 H・C建設	佐賀県	株式会社ライフラインコネクト
静岡県	株式会社 下田電化設備工業	長崎県	小浜自動車工業有限会社
山口県	有限会社 大福丸	長崎県	宅島建設株式会社
愛媛県	株式会社池田水道	長崎県	大坪建設株式会社
福岡県	第一港運株式会社	宮崎県	一般社団法人 宮崎県治山林道協会
大分県	佐伯重工業 株式会社		

【消防団協力事業所表示証交付 38事業所等】

北海道	北るもい漁業協同組合 羽幌本所
北海道	株式会社 堀川清掃
北海道	中春別農業協同組合
北海道	社会福祉法人 清水旭山学園
北海道	社会福祉法人足寄町社会福祉協議会
	高齢者等複合施設 むすびれっじ
青森県	青森総合警備保障株式会社むつ営業所
青森県	日本ホワイトファーム株式会社
青森県	有限会社川西商会
宮城県	株式会社 環境開発公社エムシーエム
山形県	永井建設 株式会社
山形県	株式会社 高橋工務店
群馬県	佐波伊勢崎農業協同組合
新潟県	社会福祉法人 桜井の里福祉会
	高齢者総合生活支援施設 はな広場
新潟県	新潟医療技術専門学校
富山県	平野工務店株式会社
長野県	ナパック株式会社
岐阜県	恵南森林組合
岐阜県	明宝特産物加工株式会社
岐阜県	株式会社 熊崎組
静岡県	オルイー株式会社
愛知県	SafetyManagement株式会社
京都府	勸修寺観光農園
大阪府	茨木市農業協同組合
兵庫県	大栄環境株式会社 三木リサイクルセンター
和歌山県	株式会社 坂口製作所 和歌山工場
島根県	島根県農業協同組合 出雲地区本部
岡山県	小堀建設株式会社
山口県	有限会社 松原水産
福岡県	南筑後農業協同組合

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室 山中
TEL: 03-5253-7561

緊急消防援助隊情報

令和元年度中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練の実施結果について

広域応援室・高知県実行委員会

令和元年度中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練は、「指揮本部・災害対策本部運営能力の向上」、「他機関連携の強化」、「地域防災力の向上」、「県内消防本部全体の受援力の向上」を目的に、高知県須崎市を主会場に次のとおり実施した。

1. 実施日

令和元年11月30日（土）・12月1日（日）

2. 実施場所

須崎市、高知市、安芸市等

3. 実施内容

(1) 訓練想定

令和元年11月30日8時30分、高知県南方沖合を震源とする地震が発生し、高知県内で最大震度6弱を観測した。

この地震により、高知市と安芸市を中心とする高知県内陸南部地域では、建物倒壊、火災、土砂災害等により人的・物的ともに甚大な被害が発生した。

高知県内の複数の消防機関は、消防相互応援協定に基づき県内応援隊を要請した。また、高知県知事は、被害が甚大であることから、高知県内の消防力のみでは対応が困難と判断し、緊急消防援助隊の応援要請を行った。

(2) 消防応援活動調整本部等設置運営訓練

今回は、2部構成で実施し、1部では被災地としての情報収集、共有、伝達及び緊急消防援助隊要請の判断等を主眼とし、2部では緊急消防援助隊の部隊配置、移動、増隊等の検討を主眼としてロールプレイング方式により図上訓練を実施した。

また、1部終了から2部開始までの間にブリーフィングの時間を設け、緊急消防援助隊の出動から進出拠点到着までの移動時間を短縮したことで、限られた訓練時間の中で緊急消防援助隊の要請から部隊配置、部隊移動、増隊要請の判断までの一連の動きの確認を実施した。

《今後の課題等》

- 緊急消防援助隊の要請については、迅速出動、南海トラフ地震アクションプランの適用対象外の想定としたが、今後、発生する確率が高いとされる南海トラフ地震に備え、南海トラフ地震アクションプランを適用

する想定での訓練も必要である。



安芸市消防指揮本部設置運営訓練（30日）安芸市

(3) 部隊参集訓練及び災害即応、夜間訓練

調整本部及び各指揮本部へと入る指揮支援部隊のヘリコプターによる参集訓練を実施するとともに、災害即応訓練を管轄消防本部の企画により県内4か所で4想定、夜間訓練を1か所で3想定実施した。

また、各訓練においては各指揮支援隊の統制のもと関係機関、各県大隊等が連携・協力した訓練を実施した。

《今後の課題等》

- 今回は、災害即応訓練場所とは別の場所に進出拠点を設置したが、状況に応じて進出拠点を設定せず、災害地へ直接進出する事も想定した訓練も必要である。

(4) 部隊運用訓練

メイン訓練会場では、ヘリコプターや「災害調査用マルチコプター」による情報収集訓練を実施し、その後、地元消防団、陸上自衛隊、災害救助犬と各県大隊が連携して土砂災害対応訓練を実施した。また、高知県内広域消防応援隊、海上保安部、高知県警察と各県大隊が連携して津波浸水救出訓練を実施した。更には、地震により毒劇物タンクが破損、毒劇物が漏洩した想定で、各県大隊による毒劇物対応訓練を実施した。

また、今回の訓練では各県大隊の救急隊を大隊から独立させ救急中隊を編成し、医療関係機関と連携し、医療活動及び傷病者救護訓練を実施した。



サテライト訓練会場では、航空自衛隊の大型輸送ヘリ（CH-47）による自動二輪及び人員搬送訓練、陸上自衛隊の多用途ヘリ（UH-1）による避難者救助訓練、海上保安部の巡視船と連携した訓練など、大規模津波避難・救助訓練を5会場で実施した。

また、無線中継車、V S A Tシステム等を使用し、各訓練の映像をメイン訓練会場に伝送する映像伝送訓練も同時に実施した。

《今後の課題等》

- 今回の訓練は、自然地形を利用したため、訓練会場が狭隘となり、一度に全車両の進入が困難であったことから、訓練車両を一時待機場所に待機させる等の制約が必要であった。しかしながら、自然地形を利用した訓練は実災害に近く、実践的で効果的な訓練であることから、今後も今回のように車両を訓練会場とは別の場所に駐車し、人員の搬送を行うなどの人員搬送訓練等を訓練内容に盛り込むことも検討すべきである。



津波火災対応訓練（30日・災害即応訓練）高知市会場

（5）後方支援活動訓練

- 後方支援活動として、感染予防を考慮した訓練を実施した。また、高知県と高知県石油協同組合との大規模災害時の協定に基づき、燃料補給訓練を実施し、相互の活動方法を確認した。
- 女性職員の訓練参加を考慮し、女性職員専用テントを設置した。
- 移動式トイレカーを設置し、被災地でのトイレ不足問題の解消について検証を行った。

《今後の課題等》

- 高知県緊急消防援助隊受援計画で定めている宿営場所を訓練会場として使用し、会場内での部隊配置等に対する検証を実施することができた。
今回は1か所で訓練を実施したが、今後は更なる部隊の受け入れを見込み、複数個所での訓練や、隊員の体調管理面から室内での訓練が必要である。



部隊運用訓練（1日）須崎市（土砂災害対応訓練）



部隊運用訓練（1日）須崎市（津波浸水救出訓練）

4. おわりに

高知県は南海トラフ地震の重点受援県であり、津波による被害想定が大きい特徴があることから、今回の訓練では、自然地形を利用した「津波火災対応訓練（30日・高知市）」、「土砂災害対応訓練」、「津波浸水救出訓練」、「津波火災消火訓練（1日・須崎市）」等を実災害に近い実践形式で実施検証した。また、これまでの様々な取り組み（災害時オペレーションシステム、災害調査用マルチコプター等）の訓練検証を実施することができ、大変有意義な訓練であったと考えます。

最後に、本訓練開催に際しまして、多大な御協力を賜りました中国・四国ブロック各県、参加消防機関及び関係機関の皆様へ心より感謝申し上げます。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室
TEL: 03-5253-7527（直通）

先進事例 紹介

消防士への憧れプロジェクト

～ 10年先の将来を見据え、憧れという目に見えないものを形として表現した採用広報強化事業 ～

豊橋市消防本部 総務課 人事教養担当

はじめに

近年、当市における消防職員採用候補者試験の受験者数は、ゆるやかではありますが下降線をたどっており、今後の採用においては、少子化や民間企業のお金と時間を投資した積極的な採用広報活動などの影響により、より厳しい状況となることが予想されます。

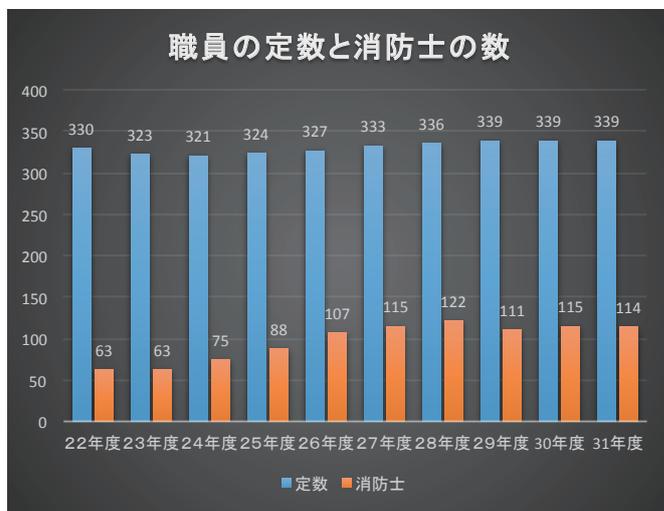
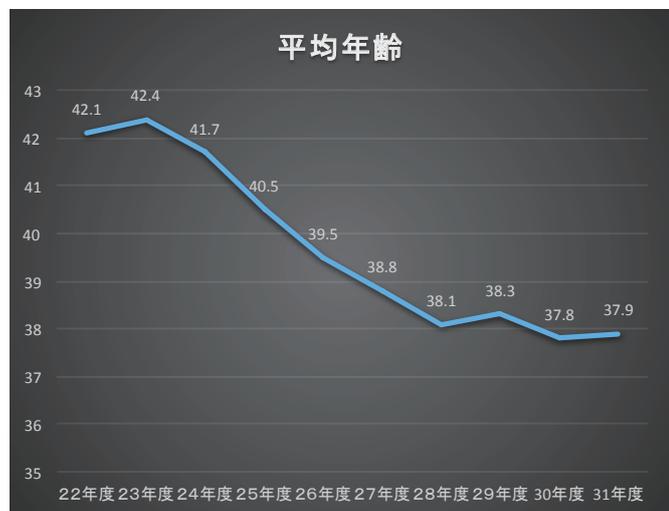
組織においては若年化が進行し、組織力の低下も懸念されています。経験豊富、蓄積された技術をもった団塊世代に定年退職が訪れ、職員の平均年齢は現在37.9歳となり、10年前と比較して約4歳下がりました。また、階級でいう消防士の全職員に対する割合は19%から34%にまで上昇しています。その中、社会情勢や環境の変化により災害は多様化、大規模化し、それらの新たな時代に立ち向かうため、当本部では若手職員の人材育成強化を図っていますが、採用の段階からより優秀な人材を求める必要性を強く感じるようになりました。

そこで平成27年度より「消防士への憧れプロジェクト」と題して採用広報強化事業を手探りで開始しました。女性活躍推進事業と連携し、女性消防士確保という課題も意識しながら取組みを実施しています。

消防士への憧れプロジェクトの紹介

10年先の将来を見据え、憧れという目に見えないものを形として表現することで、幼少期から青年期まで一元的に消防士のPRを行い、消防士の担い手の確保、優秀な人材を確保することを目的に、プロジェクトを第1弾から第3弾に分けて展開中です。

- 第1弾 子供に対して憧れを抱かせる啓発品の開発
- 第2弾 女子大生が学生の目線から消防士のイメージを調査分析し、PRツールを作成
- 第3弾 高校生に対して消防士の魅力を伝える授業の開始（FFC:Fire Fighter Class）



組織の若年化（参考）豊橋市消防本部過去10年職員調べ

プロジェクト第1弾 企業とコラボ

- テーマ ・ 幼少期の子供が憧れを抱く啓発品を予算をかけずに開発したい。
- 背景 ・ 従来の啓発品は予算の関係上既製品のポケットティッシュや文房具等から選ぶしかいないため、現代の子供にとって消防士に憧れを抱く啓発品ではなかった。
- 取組 ・ 地元の企業と協定書を締結し、地域貢献として開発費を企業の持ち出しで消防本部オリジナルPRグッズを共同開発。
- 効果 ・ 常時店頭で販売しているため常にPRが可能。市の費用負担がない。
・ 各種消防情報の発信が可能。※以下◎部分



ファイアーバウム
協定：(株)アトムベーカー

◎PR動画のQRコード付き菓子箱により採用情報の発信強化を図ります。



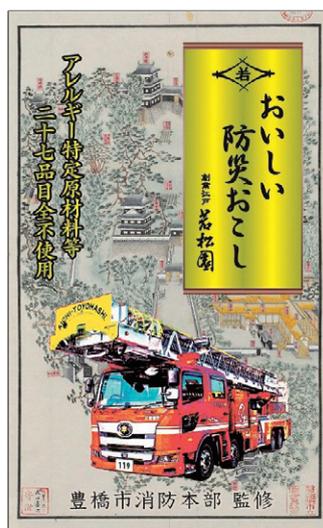
水ピタ防水シート
協定：(株)くればあ

◎商店街のシャッターや地下街等でのゲリラ豪雨時に避難啓発を行います。



ファイアーアンブレラ
協定：スズキ産業(株)

◎男性や男児も気軽に日傘を手にとってもらいます。日傘男子の定着を図ります。



おいしい防災おこし
協定：(有)若松園

◎アレルゲンフリーで水を加えれば離乳食にもなります。ローリングストック法を推奨します。

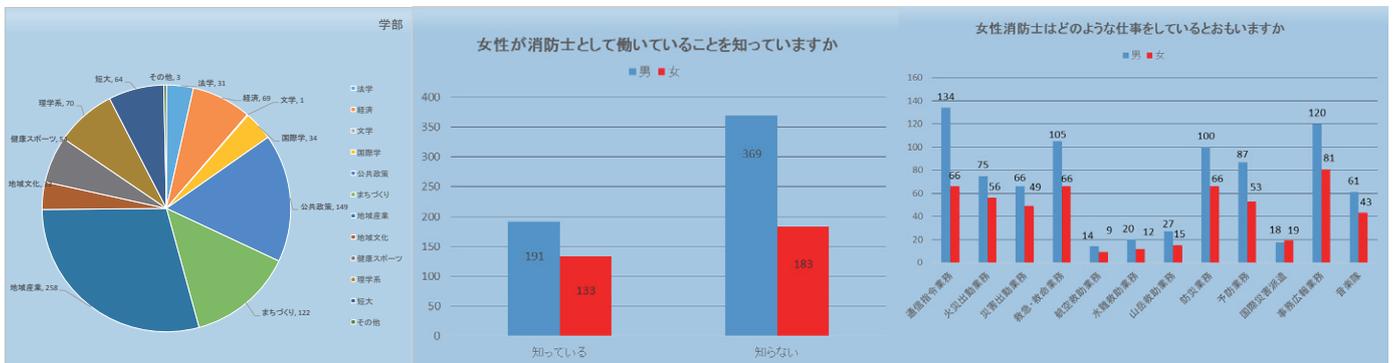


ファイアーヒーローズクッキー
協定：斎藤製菓(株)

◎「みんなのヒーロー消防士」「地域のヒーロー消防団」として消防団員の加入促進もかかっています。

プロジェクト第2弾 女子大生とコラボ

- テーマ
 - ・学生の目線から消防士のPRを研究。PRツールを作成し採用ガイダンスに活用したい。
 - ・女性消防士を憧れの職業にしたい。
- 背景
 - ・学生目線のPRツールを持っていない。
 - ・女性消防士の認知度が低い。
- 取組
 - ・官学連携事業で女子大生による消防士のイメージアンケートの実施及び分析。
 - ・分析結果を反映させたPR動画の作成、女性消防士PRポスター作成。
- 効果
 - ・学生目線の採用広報が可能。
 - ・消防、学生相互の活性化が図れる。



学生約900人を対象にアンケート調査



女性消防士PRポスター

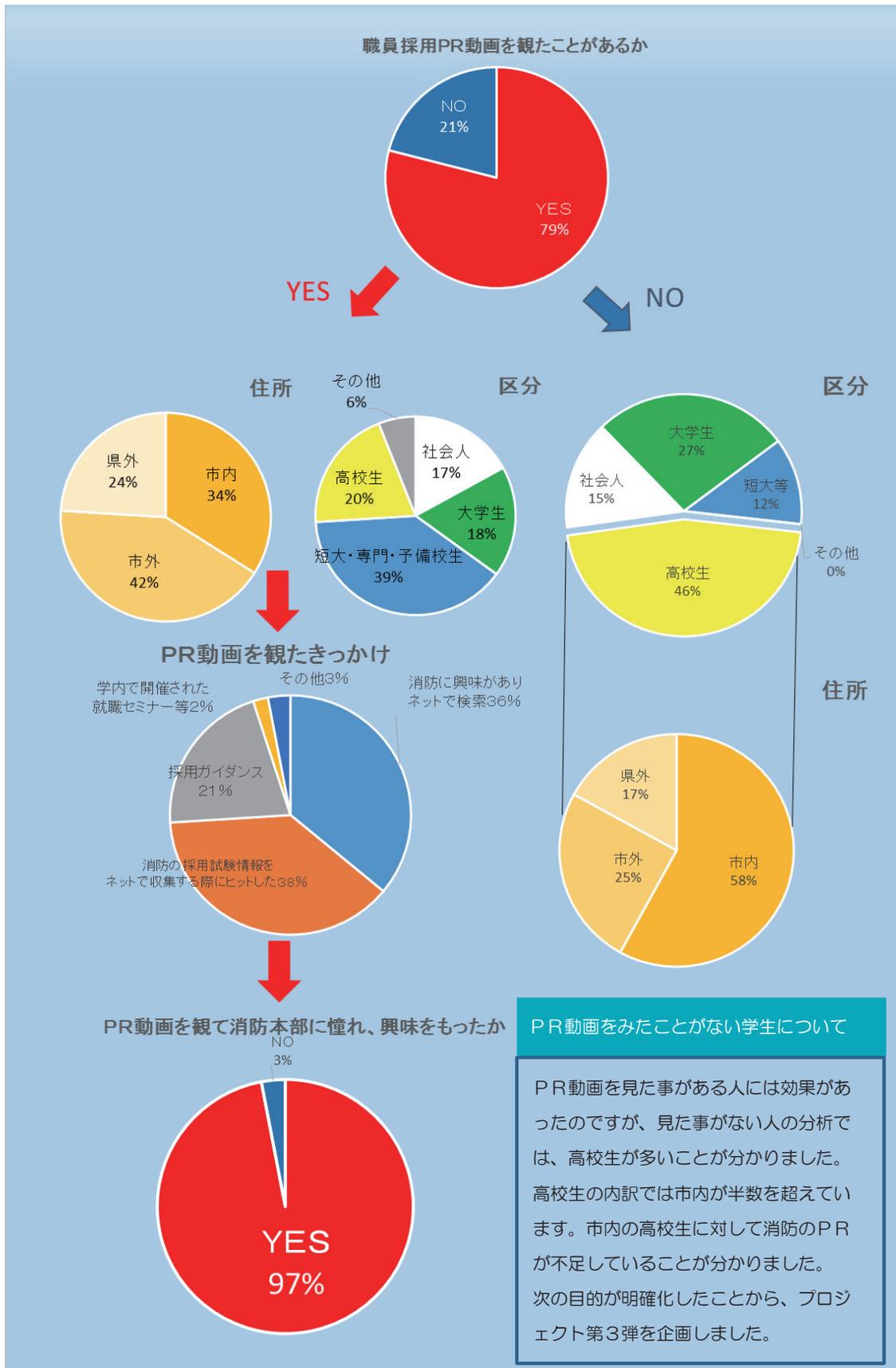


活動の様子



PR動画

■第2弾PRツール作成後に採用ガイダンス等でのアンケート調査（一部抜粋）



先進事例 紹介

プロジェクト第3弾 高校生とコラボ

- テーマ ・ 青年期に対する人材確保。
・ 地元の高校生に消防士をPR。
- 背景 ・ 大学生には就職ガイダンスを実施しているが、高校生には消防士の魅力を伝える機会がなかった。
- 取組 ・ 地域連携として申込みのあった高校へ赴いて授業を行う。
・ 現役消防士による経験談から「仕事のやりがい」「命の大切さ」を伝える。
- 効果 ・ ガイダンス会場の確保、宣伝を行わなくても男子、女子高校生にPRが可能。

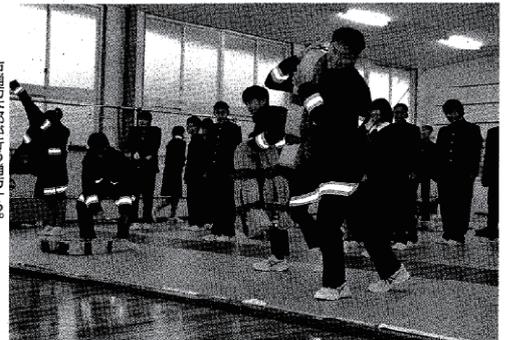


消防士の魅力を伝えるべく、豊橋市消防本部は今年度から、高校へ出向き授業を行っている。この日は、県立豊橋南高等学校で1年生約100人に対する「やりがい」を説明した。
(飯塚 寛)

人のためになる 仕事もいいね

豊橋南高で 魅力を伝え、採用強化
市消防本部

市消防本部が行う「防士プロシエント」の一環。近年、受験者数の激減が続いており、担い手や優秀な人材の確保を目的に「ファイアーファイタークラス(FFC)」というシミュレーションを実施している。消防士も豊橋市の職



FFC実施後の学内アンケート抜粋

感想など	今日の話をきくまで消防士にいいなという興味がありました。
	これからはもっと興味も抱くようになった。
	正直、夢は見つからずともいいです。
	高卒でなるのはいいかも、でも人々の命に傷つくと前々から思っていたので少しの調べで研究したいです。
	今月分の夢は消防士になりました。目標に向かって頑張ります。ありがとうございます。

感想など	自分の友達のお父さんが消防士で、ボランティアで陸上も教えてくれているのですが、こんなにリアルに仕事を聞くと生命に関わることで大切な仕事場なんだとあらためて思いました。
	女性のための設備が揃っていて、充実していると思いました。
	人が生きていない状態や、正常の体ではない状態を見るのが、少しショックで心配ですが、消防も進路で考えてみようと思いました。ありがとうございます。

おわりに

採用というものをベクトルに置き換えて考えています。ベクトルは「向きと大きさ」を持っています。向きは憧れであり、大きさは努力です。向きは採用する側が提供し、採用される側の受験生は、向きに合わせた大きさを、合格ラインまで伸ばす努力をします。消防士へベクトルを向けてもらうためには、消防だけの目線ではなく、多角的な視野を持って、他の分野と積極的に連携することが大切だと考えています。憧れの効果を数値化することはなかなか難しいのですが、事業を推進する課程ではEBPM（エビテンスに基づく政策立案）を意識し、政策目的を明確化したうえで合理的根拠に基づきこのプロジェクトを第3弾まで発展させてきました。

採用担当である以上、採用に繋がる人材の確保という目の前の目標はあるのですが、このプロジェクトにはその背景にある大きな効果を期待しています。「消防士ってカッコいいな」そんな感覚を、幼少期から青年期までの将来を担う若者に抱いてもらうことが、その後の消防行政全体の理解や発展を生むきっかけとなるはずです。

果実は種を蒔かなければ実りません。人口減少時代に直面し、何事においても効率化が重視され、AIの導入や機械化が加速する現代だからこそ、人の憧れという感情に働きかける必要性があります。10年後の将来を見据え、地道に消防士への憧れという種を蒔く作業も我々の使命ではないでしょうか。

大規模林野火災対応訓練を実施

森町消防本部

当消防本部では、管内で発生した大規模災害を想定し、10月18日に大規模林野火災対応訓練を実施しました。この訓練は、平成30年度「災害時における必要な用水等の供給に関する協定」を締結した生コンクリート協同組合並びに各関係機関と合同で、資機材や消防用水の供給等の総合的な訓練を実施し、連携強化が図られました。



模擬刑事裁判を実施

郡山地方広域消防組合消防本部

9月27日（金）、火災調査技術の向上を目的に模擬裁判を実施しました。

模擬裁判では、職員が作成した火災調査書が刑事裁判に証拠として提出され、さらに作成した職員も証人として出廷するとの想定で行われました。

実際の裁判の流れに沿った形で、裁判官や検察、弁護士などを職員が演じ、また聴講者は裁判員となり、各班に分かれて評議し、判決を言い渡すまでを行いました。

今回の研修を通して、火災調査権を有する消防の責務を再認識するとともに、調査技術を向上させるための探求心の醸成を図りました。



消防通信 望楼 ぼうろう

「令和元年度社会福祉施設防火安全講習会」を開催

朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部

埼玉県南西部消防本部では、9月26日（木）、高齢者が入居する福祉施設の関係者を対象に夜間帯の防火安全対策の徹底、消防用設備等の把握及び火災発生時の行動要領の習得を目的とした講習会を開催しました。

火災事例や火災発生時の初動対応、防災品についての座学のほか、水消火器を使用した消火訓練、屋内消火栓設備の取扱い説明、スプリンクラー設備の放水見学、煙・地震体験、心肺蘇生法訓練等の実技を行いました。



仮想現実（VR）を活用した防災学習の実施

熊本市消防局

熊本市消防局では、熊本地震を忘れない取り組みとして、仮想現実（VR）を活用した体験型の防災学習を実施するため、VR機材を20台導入しました。

当市教育委員会と連携した取り組みとして、市内約21校・1700人の児童に防災学習を実施し、将来の地域防災リーダーの育成と熊本市民の災害対応力の向上を目指しています。



VRを活用した防災学習の様子



消防大学校だより

令和元年度消防大学校フォーラム ～女性消防吏員の活躍推進～活躍し続けられる職場～

消防大学校では、令和元年11月11日(月)、宮城県(フォレスト仙台)において令和元年度の消防大学校フォーラムを開催しました。女性消防吏員の活躍推進をテーマとした基調講演及びパネルディスカッションが行われ53人が参加されました。

本稿では、基調講演及びパネルディスカッションについて御紹介いたします。

1 基調講演

「女性活躍推進」と題し、消防大学校の女性活躍推進コースで御講義を頂戴している元東京消防庁署長の久保田起美恵講師よりご講演いただきました。消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会について、久保田講師が検討会構成員であったことから、検討会ではどのような内容で進められていったのか、報告書だけでは読み取れない、より詳細な内容や女性消防職員の採用・職域拡大の歴史について講演していただき、受講者と女性活躍推進について共通認識を図ることができました。

また、女性消防吏員の先輩として、男女ともに無意識のバイアスにかかることなく、業務推進を行うことの大切さを教えていただきました。

2 各パネリストからの意見発表

- 郡山市広域消防組合 中島 真紀 総務課消防司令補
消防大学校女性活躍推進コース3期生である中島さんからは、御自身の消防本部で行われている女性活躍推進について、その現状や課題等について意見発表していただきました。
- 小山市消防本部 諏訪 良作 総務課長
消防本部で採用に関する説明会・広報・人材育成を総括されている諏訪さんからは、女性消防吏員の採用の現状や、女性の受験率を上げるための工夫、採用後の育成方法等について意見発表していただきました。
- さいたま市消防局 河内 亮介 警防部警防課警防係長
全国初、女性隊員主眼の緊急消防援助隊埼玉県大隊合同訓練を実施した河内さんからは、訓練参加者全員

にアンケートを実施し、訓練で得られた成果と課題について意見発表していただきました。

- 横浜市消防局 戸嶋 明子 瀬谷消防署警防担当課長
警防担当課長をされている戸嶋さんからは、女性大隊長として組織の中で働いている経験や、女性消防吏員が今後益々活躍が期待されている中での消防吏員としての心構え等について意見発表していただきました。

3 ディスカッション

各パネリスト意見発表後のディスカッションでは、女性消防吏員の職域拡大が進み、消防業務における活躍の場が広がり、警防業務への配置を行っている本部が見受けられる中で、女性採用の工夫や、採用後、仕事を続けられる環境作りなどについて意見交換が行われました。

会場からも、各地の取組を知ることができて良かった。採用・PRの方法を聴講できて有益であった。女性が働きやすい職場は、男性にとっても働きやすい職場であることを感じた。若い職員を守るための支援を積極的に薦めていける環境作りに取組みたいなど、様々な実情・課題・改善点について客観的に知ることができたという感想が聞かれました。

男性・女性ではなく、個々の性格・能力を活かした活躍推進について考えていくことが大切であり、男女ともに活躍できる職場作りが、消防の発展につながっていくという総括となりました。

消防大学校としては、御協力いただきましたパネリストの皆様には感謝申し上げますとともに、受講者が本フォーラムで得た知見等を活かしていただき、各消防本部等において女性活躍の推進にさらに積極的に取り組んでいただくことを期待しております。

問い合わせ先

消防大学校教務部
TEL: 0422-46-1711



自主防災組織育成短期コースについて

消防大学校では、自主防災組織の育成業務に係わる担当職員に対し、その業務に必要な基礎的知識及び能力を習得させることを目的に、「自主防災組織育成短期コース」を実施しています。

今年度は、令和元年10月17日(木)～10月18日(金)に東京都において、11月21日(木)～11月22日(金)に石川県において、それぞれ2日間実施し、都道府県、市町村、消防学校及び消防本部から自主防災組織の育成に携わる方が受講されました。

近年は、地震や記録的な豪雨により各地で甚大な被害が発生しています。大災害が発生した場合は、個々人の自助と地域における共助が非常に重要であることから、本コースにおいては、自主防災組織が安定して継続的に仲良く活動していくためにはどのような取組みが必要なのかを、現場での実例や演習を中心に科目編成をしました。主な内容は以下のとおりです。

(1) 防災行政（講義）

地域における消防防災体制や、自主防災組織の育成・活性化のための施策、また、災害対策基本法の概要等について、消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室による講義を実施しました。

(2) 自主防災組織の活動（講義）

自主防災組織の活動事例・経験談、地域の防災訓練の実施や地域と地元企業との関係構築などについて、実例を交え、東京都会場においては、東京都あきる野市防災・安心地域委員会本部長 大久保 春彦 氏、石川県会場においては石川県金沢市西校下自主防災会会長 森 鐘一 氏及び同会防災士 柴田 和子 氏による講義を実施しました。

(3) 自主防災組織の指導・育成（講義）

地域防災とまちづくりや地域防災の再生、自主防災組織の担当者として必要な知識や実例等につい

て、山口大学大学院創成科学研究科准教授 瀧本 浩一 氏による講義を実施しました。

(4) 地域防災推進のための研修体験（演習）

図上訓練の舞台となる地図上を実際に歩き、避難所や危険箇所の確認を行うまち歩きの実践、また、まち歩きした場所を舞台にした図上訓練を行い図上訓練の手法を学ぶ災害図上訓練DIGを、両会場において、山口大学大学院創成科学研究科准教授 瀧本 浩一 氏、減災研究会代表 岩本 憲治 氏及び同研究会 徳富 勝美 氏による指導のもと実践しました。

(5) 防災啓発事業の創出

(4)の研修体験終了後、引き続き、参加者による意見交換や防災啓発事業立案の検討などを行いました。

受講者からは、「大変参考になった。」、「新しい知識の発見があった。」などの意見がありました。

本コースは、2日間という短い期間ですが、講義と演習を取り入れ集中的・効果的に学べるようカリキュラムの編成を行っています。

受講者の皆様には、本コースで得られた知見等を今後の自主防災組織の育成業務に役立てていただければ幸いです。

問い合わせ先

消防大学校調査研究部
TEL: 0422-46-1711



最近の報道発表（令和元年12月24日～令和2年1月23日）

<消防・救急課>

元.12.24	平成30年度における消防職員の懲戒処分等の状況（平成30年4月1日～平成31年3月31日）	平成30年度における消防職員の懲戒処分等の状況について取りまとめましたので、お知らせします。
---------	-----------------------------------------------	------------------------------------------------

<救急企画室/国民保護・防災部参事官付/国民保護防災部防災課広域応援室>

元.12.26	「令和元年版 救急・救助の現況」の公表	全国の救急業務及び救助業務の実施状況等を取りまとめましたので、「令和元年版 救急・救助の現況」（救急蘇生統計を含む。）として公表します。
---------	---------------------	----------------------------------------------------------------------

<予防課>

2.1.14	「第66回文化財防火デー」の実施	令和2年1月26日（日）は、第66回文化財防火デーです。これに伴い、全国各地で消防関係者、文化財関係者、教育関係者及び地域住民が協力して、消防訓練が実施されます。
--------	------------------	-----------------------------------------------------------------------------------

<防災課>

元.12.26	地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源に関する調査結果	地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源に関して、調査を実施し、この度、令和元年6月1日現在の状況を取りまとめましたので公表します。
元.12.26	地方公共団体における業務継続計画策定状況の調査結果	地方公共団体における業務継続計画の策定状況について調査を実施し、この度、令和元年6月1日現在の状況を取りまとめましたので公表します。

<地域防災室>

2.1.10	「地域防災力向上シンポジウムin 徳島2020」の開催	地域防災の担い手として期待される女性や若者などの地域住民の方々をはじめ、消防団、自主防災組織、企業、医療・福祉等各分野の連携を深め、地域の防災力を高めることを目的として、徳島県徳島市において「地域防災力向上シンポジウム」を開催します。
元.12.24	「消防団員入団促進キャンペーン」の実施	例年、1月から3月までの間を「消防団員入団促進キャンペーン」期間と位置付け、全国の地方公共団体等と連携し、消防団への入団促進に係る広報の全国的な展開を図っています。今年度も、令和2年1月から3月までの間、同キャンペーン期間において、取組を実施します。



最近の通知 (令和元年12月24日～令和2年1月23日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防危第21号	令和2年1月23日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	「危険物施設における可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に関する運用について」の一部改正について
消防予第16号	令和2年1月22日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	重大な消防法令違反対象物の措置状況等に係るフォローアップ調査の結果について (通知)
事務連絡	令和2年1月21日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課	女性消防吏員の現況及び更なる活躍に向けた取組の推進に関する調査の結果について
消防予第14号	令和2年1月17日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防用設備等に係る執務資料の送付について (通知)
事務連絡	令和2年1月16日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁	消防庁危険物保安室	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令に係るポスターの送付について
事務連絡	令和元年12月27日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準に係る厚生労働省の取組について (情報提供)
消防情第141号	令和元年12月27日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁防災情報室長	建物建築費指数について (通知)
消防消第255号	令和元年12月24日	各都道府県消防防災主管部 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課長	消防職員の厳正な服務規律の確保等について

広報テーマ

2 月		3 月	
①春季全国火災予防運動	予防課 特殊災害室 地域防災室	①外出先での地震の対処	防災課 地域防災室 地域防災室
②全国山火事予防運動		②地域に密着した消防団活動の推進	
③消防団員の入団促進		③少年消防クラブ活動への理解と参加の呼び掛け	



令和2年3月1日(日) から7日(土) 春季全国火災予防運動を実施します！

予防課

【春季全国火災予防運動】

消防庁では、「ひとつずつ いいね！で確認 火の用心」を2019年度全国統一防火標語とし、令和2年3月1日から7日までの7日間にわたり、「春季全国火災予防運動」を実施します。



春季全国火災予防運動ポスター



全国統一防火標語ポスター

平成30年中の住宅火災による死者数は1,028人であり、全ての火災による死者数1,427人の約7割を占めています。火災による被害を減らすためには、一人ひとりが普段の生活の中で、防火に対する意識を高め、火災予防の対策を行うことが重要です。「住宅防火いのちを守る7つのポイント」を参考に身の回りの火災予防について確認しましょう。



また、この運動で、令和2年1月号で紹介した停電からの復旧後の再通電時における通電火災対策も含めた、地震、台風などの自然災害による火災対策についても、周知及び注意喚起を図ることを推進していくこととしています。この機会に、防火の知識や技能の修得に努めるなど、防火意識を高めましょう。

【全国山火事予防運動】

この火災予防運動にあわせて、山火事予防に対する意識を高め、森林の保全と地域の安全に資することを目的とした「全国山火事予防運動」を林野庁と共同で実施します。

平成30年中における月別の林野火災の発生件数をみますと、2月から4月までの発生件数が全体の過半数を占めています。主な出火原因は、たき火、火入れ、放火となっており、これは、春を迎えての火入れや入山者が増加するためと考えられます。林野周辺にお住みの方や入山する方は、この時期に、山火事への防火意識を高め、山火事予防にご協力いただきますようお願いいたします。

林野火災の月別発生件数（平成30年中）



林野火災の主な出火原因（平成30年中）

たき火	火入れ	放火 ^注	たばこ	マッチライター	その他
428	258	109	62	26	423

（注：放火の疑いを含む）

平成30年（1～12月）における火災の状況（確定値）を基に作成



全国山火事予防運動ポスター（林野庁提供）

問い合わせ先

消防庁予防課予防係 吉田、道川
TEL: 03-5253-7523

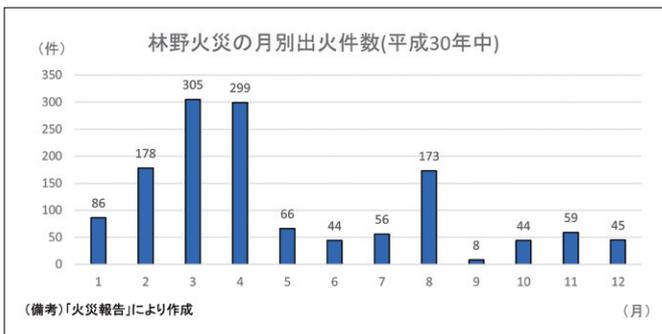


林野火災を防ごう！ ～全国山火事予防運動～

特殊災害室

1 林野火災の発生状況及び注意点

国内における林野火災は、例年春に多く発生しています。平成30年中は、下図に示すとおり2月から4月までの間に782件の火災が集中して発生しました（年間出火件数の約57%）。春に林野火災が多いのは、枯葉が地上に積もり、下草も枯れているうえ、降雨量が少なく、空気が乾燥し、強風が吹くなど林野火災が発生しやすい気象条件となっており、さらに、この時期になると火入れが行われ、また、山菜採りや森林レクリエーションなどにより入山者が増えることによるものと考えられます。

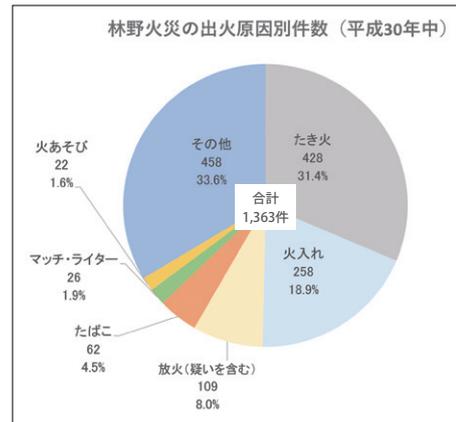


平成30年中の林野火災発生状況をみると、出火件数は1,363件（前年1,284件）、焼損面積は606ha（同938ha）、損害額は2億237万円（同9億36万円）、死者は9人（同10人）となっています。

出火原因としては、「たき火」によるものが428件で全体の31.4%を占め最も多く、次いで「火入れ」、「放火（放火の疑いを含む）」、「たばこ」、「マッチ・ライター」の順となっており、「火あそび」を含めた人為的な要因による火災の割合は、全体の約66%を占めています。林野火災を未然に防ぐため、次のような点に注意するよう心がけましょう。

【林野火災防止のための注意点】

- 枯れ草等のある火災が起りやすい場所では、たき火をしないこと
- たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること
- 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと
- 火入れを行う際は、市町村長の許可を必ず受けるとともに、あらかじめ必要な防火設備をすること
- 喫煙は、指定された場所で行い、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- 火気を使用する場合は、周囲の可燃物の状況に十分注意するとともに消火用の水等を必ず用意すること
- 各自のゴミは、指定された場所に捨てるか持ち帰ること
- 火遊びはしないこと、また、させないこと



2 全国山火事予防運動（3月1日～3月7日）

消防庁では、広く国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に資することを目的として、林野庁と共同で春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを「全国山火事予防運動」の実施期間と定め、次のような活動を通じて山火事予防を呼びかけています。

【全国山火事予防運動期間中における主な活動】

- 全国の消防関係機関において林野火災の予防対策と警戒を強化
- ハイカー等の入山者、地域住民、小中学校の児童・生徒等を対象とした啓発活動
- 駅、市町村の庁舎、学校、登山口等への警報旗やポスターの掲示
- テレビ、ラジオ、有線放送、新聞、インターネット等の各種広報媒体を活用した山火事予防意識の高揚
- 住宅地等に近接する森林での重点的なパトロールの実施
- 農林業関係者等と消防関係者が連携した消防訓練及び防火研修会の開催
- 女性（婦人）防火クラブ等の広報活動 等

令和2年 山火事予防の標語

「守りたい 森と未来を 炎から」

3 おわりに

森林は、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素を吸収し、生命に必要な酸素を供給する貴重な資源であり、一度焼失してしまうと、その回復には長い年月と多くの労力を要することになります。

林野火災の大部分は、皆さん一人ひとりの注意で防ぐことができます。貴重な人命や財産を火災から守るため、林野での火気の取扱いには十分気をつけましょう。

問い合わせ先

消防庁予防課特殊災害室
TEL: 03-5253-7528



消防団への加入促進

地域防災室

消防団は、消防本部や消防署と同様に、消防組織法に基づき市町村に置かれる消防機関であり、消防団員は、本業を持ちながらも、地域の安心・安全の確保のために活動している非常勤特別職の地方公務員です。

消防団員は、地域防災の中核として、火災出動や訓練のほか、地震や豪雨災害などの大規模災害が発生した際にも出動し、消火活動や災害防ぎょ活動、住民の避難誘導、救出・救助など多様な活動をしています。

しかしながら、少子高齢化、産業構造・就業形態の変化等に伴い、消防団員数は減少し続けています。消防団員数は、平成31年4月1日現在で83万1,982人となっており、1年前の84万3,667人と比べ、11,685人減少（▲1.4%）しており、地域における防災力の低下が懸念されるどころです。

消防庁においては、平成25年12月に成立した「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、女性や若者をはじめとした消防団への加入促進や消防団員の処遇改善、装備・訓練の充実等に取り組んでおり、地域防災力の充実強化を図っています。

○女性消防団員

消防団員は、総数としては減少している状況にありますが、女性消防団員は年々増加しており、平成31年4月1日現在、全国で26,605人の女性消防団員が、実災害の消火活動や後方支援活動のほか、高齢者宅への防火訪問、火災予防や応急手当の普及啓発活動など多岐にわたる活動をしています。

○学生消防団員

現在、消防団員の高齢化が進んでおり、若年層の消防団員確保が課題となっています。消防庁では、大学生等の消防団への加入促進を推進しており、平成31年4月1日現在、全国で5,218人の学生消防団員が活躍してい

ます。

また、平成26年度から、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生、大学院生又は専門学生について、市町村がその実績を認証し、学生の就職活動を支援する「学生消防団活動認証制度」を創設し、平成31年4月1日現在、290市町村がこの制度を導入しています。

○消防団活動に対する事業所協力の促進

現在、消防団員全体のうち7割を超える団員が被雇用者（サラリーマン）となっており、円滑な消防団活動を行うためには、より一層、事業所の協力が不可欠となっています。

そこで、平成18年度から、従業員が相当数入団するなど、消防団活動に協力している事業所を顕彰する「消防団協力事業所表示制度」を創設しました。平成31年4月1日現在、全国で16,263事業所が市町村から認定されており、勤務中に従業員が消防団活動に出動した場合に便宜を図ったり、従業員の消防団への入団を積極的に推奨する事業所が増えています。

○消防団員入団促進キャンペーン

消防庁では、1月から3月のキャンペーン実施に伴い、消防団への入団促進用ポスター・リーフレット・PR動画を作成し、全国に配付しました。

これからも、地域防災力の充実強化のため、地域の幅広い層から、一人でも多くの方々が消防団に入団されることを期待しています。

※平成31年4月1日現在の数は「消防団の組織概要等に関する調査」による。



ポスター 3種



リーフレット 4種

問合わせ先
 消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室
 TEL: 03-5253-7561

【中止のお知らせ】
新型コロナウイルスの感染拡大を考慮し、
開催を中止することとしました

お知らせ



一般公開のお知らせ

消防研究センター

消防研究センター、消防大学校、日本消防検定協会及び一般財団法人消防防災科学センターでは、令和2年度の科学技術週間にあたり、一般の方々に試験研究施設の公開や消防用機械器具、消防防災科学技術の研究開発の展示、実演等を下記のとおり行いますので、皆様お誘い合わせの上、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

記

1 日時

令和2年4月17日(金) 10:00～16:00
入場無料

2 場所(受付:消防研究センター本館)

消防研究センター、消防大学校
(東京都調布市深大寺東町4-35-3)
日本消防検定協会
(東京都調布市深大寺東町4-35-16)
※同一敷地内にあります。

3 公開内容(予定)

【消防研究センター、消防大学校】

消防ロボットシステム展示、軽油の燃焼実験、ガス爆発に関する実験、水陸両用バギー、火災旋風の研究、石油タンクの安全性、原因調査室の業務紹介、消防車両の展示等

【日本消防検定協会】

屋内消火栓の操作説明及び操作体験、住宅用消火器の消火実演、消火器の操作体験及びエアゾール式簡易消火具の消火体験並びに展示、住宅用防災警報器の展示及び実演等

【消防防災科学センター】

避難所HUG(風水害版)の実演、放火対策GISの実演、令和元年度中に起きた災害の被害や災害対応の状況を写真などで紹介

4 交通機関

- (1) JR中央線吉祥寺駅南口から バス約20分
6番乗り場:「深大寺」「野ヶ谷」「調布駅北口」行き
<消防大学前>下車
- (2) JR中央線三鷹駅南口から バス約20分
8番乗り場:「野ヶ谷」行き <消防大学前>下車

2019年度一般公開の様子



災害対応のための消防ロボットシステム
[消防研究センター]



住宅用消火器による天ぷら油火災の消火実演
[日本消防検定協会]



避難所HUG(風水害版)
[一般財団法人消防防災科学センター]



消防車両等の展示
[消防大学校]

7番乗り場:「晃華学園東」行き <中原三丁目>下車
徒歩5分

(3) 京王線調布駅北口から バス約18分

11番乗り場:「杏林大学病院」行き <中原三丁目>
下車 徒歩5分

5 問い合わせ先

■消防研究センター 企画室

電話 0422-44-8331 (代表)

ホームページ <http://nrifd.fdma.go.jp/>

■消防大学校 教務部

電話 0422-46-1712 (直通)

ホームページ <http://fdmc.fdma.go.jp/>

■日本消防検定協会 企画研究部情報管理課

電話 0422-44-7471 (代表)

ホームページ <http://www.jfeii.or.jp/>

■一般財団法人消防防災科学センター 総務部

電話 0422-49-1113 (代表)

ホームページ <https://www.isad.or.jp/>

令和2年2月1日施行 ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

ガソリンの適正な使用を徹底するため、
ガソリンを携行缶で購入される方に対して、

消防法で

① **本人確認** (運転免許証の提示など)

② **使用目的の確認** を行うとともに、

販売記録を作成すること が義務付けられました。



⚠ ガソリンを取り扱うときの注意事項 ⚠

灯油用ポリ容器 ガソリン携行缶

ガソリンは、灯油用ポリ容器に入れることはできません!!

! 噴出注意!

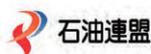
- ★周囲の安全を確認
- ★フタを開ける前に
- ①エンジン停止
- ②エア抜きをする
- ★高温の場所禁止

ガソリン携行缶に貼られている
注意事項に留意して取り扱いください!!

セルフスタンドにおいても、
ガソリン容器への詰替えは、
ガソリンスタンドの従業員が
行う必要があります!!



皆様のご理解とご協力をお願いいたします



本改正に関する詳しい情報は
<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/gasoline/>

